

身延町過疎地域持続的発展計画

自 令和8年4月
至 令和13年3月

山梨県身延町



目次

1 基本的な事項	1
(1)本計画の位置づけ.....	1
(2)本町の概況.....	1
(3)人口及び産業の推移と動向.....	4
(4)町行財政の状況.....	10
(5)地域の持続的発展の基本方針.....	13
(6)地域の持続的発展のための基本目標.....	16
(7)計画の達成状況の評価に関する事項.....	16
(8)計画期間.....	16
(9)公共施設等総合管理計画との整合.....	16
2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	18
(1)現況と問題点.....	18
(2)その対策.....	18
(3)計 画.....	19
(4)公共施設等総合管理計画等との整合.....	19
3 産業の振興	20
(1)現況と問題点.....	20
(2)その対策.....	23
(3)計 画.....	26
(4)産業振興促進事項.....	27
(5)公共施設等総合管理計画等との整合.....	28
4 地域における情報化	29
(1)現況と問題点.....	29
(2)その対策.....	29
(3)計 画.....	29
(4)公共施設等総合管理計画等との整合.....	30
5 交通施設の整備、交通手段の確保	31
(1)現況と問題点.....	31
(2)その対策.....	32
(3)計 画.....	33
(4)公共施設等総合管理計画等との整合.....	34
6 生活環境の整備	35
(1)現況と問題点.....	35
(2)その対策.....	36
(3)計 画.....	37
(4)公共施設等総合管理計画等との整合.....	38
7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	39
(1) 現況と問題点.....	39

(2)その対策	40
(3)計 画.....	41
(4)公共施設等総合管理計画等との整合	42
8 医療の確保	43
(1)現況と問題点	43
(2)その対策	43
(3)計 画.....	44
(4)公共施設等総合管理計画等との整合	44
9 教育の振興	45
(1)現況と問題点	45
(2)その対策	46
(3)計 画.....	47
(4)公共施設等総合管理計画等との整合	48
10 集落の整備.....	49
(1)現況と問題点	49
(2)その対策	49
(3)計 画.....	50
(4)公共施設等総合管理計画等との整合	50
11 地域文化の振興等.....	51
(1)現況と問題点	51
(2)その対策	51
(3)計 画.....	52
(4)公共施設等総合管理計画等との整合	52
12 再生可能エネルギーの利用の推進.....	53
(1)現況と問題点	53
(2)その対策	53
(3)計 画.....	53
(4)公共施設等総合管理計画等との整合	54
13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項.....	55
(1)現況と問題点	55
(2)その対策	55
(3)計 画.....	55
(4)公共施設等総合管理計画等との整合	55
事業計画（令和8年度～令和12年度） 過疎地域持続的発展特別事業分	56

※人財：人は本町にとっての「財（たから）である」という考えから、「人材」を「人財」と表しています。なお、計画の表題等は国による書式から人材と表記しています。

身延町過疎地域持続的発展計画



1 基本的な事項

(1) 本計画の位置づけ

本町を構成する旧3町では昭和45年に旧下部町、旧中富町が、また、昭和47年には旧身延町が過疎地域対策緊急措置法の指定を受けた。その後、旧3町ともに、昭和55年に過疎地域振興特別措置法、平成2年に過疎地域活性化特別措置法、平成12年には過疎地域自立促進特別措置法の指定を受け、合併後、令和3年には過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき、過疎対策事業や各種補助事業等を積極的に実施してきた。

その結果、道路をはじめとする各種公共施設や交通通信体系の整備、産業や教育・文化の振興、地域医療の確保等、社会生活の基盤は徐々に改善が図られてきた。

しかしながら、なお、若年層を中心とした人口流出が続き、高齢化の更なる進展及び脆弱な財政基盤等とあいまって、地域社会の活力の低下はさらに深刻さを増している。

これらの課題に対しては、今後も基盤整備や雇用の場の確保、社会活力の増進など、地域の活性化を図る施策を強力に推進しつつ、非過疎地域となることを目指して、持続的発展を図っていくことが必要であり、本町の地域特性や取り組み状況を考慮し、計画を策定する。

(2) 本町の概況

ア 本町の自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

身延町は、山梨県南部の東経138度20分から138度36分、北緯35度17分から35度31分の間にあって、東西約24km、南北約25km、301.98km²の面積を有している。

本町のほぼ中央を北から南に日本三大急流のひとつである富士川が貫き、早川、常葉川をはじめ多くの中小河川が流れ込んでいる。

また、富士川を挟んで東西それぞれに急峻な山岳地形が連なり、西方には七面山(標高1,989m)、東方には毛無山(標高1,964m)などがそびえている。

本地域は周囲を急峻な山々が囲む中山間地域であるが、その中においてまとまった平坦地は、富士川沿いとその支流の中流域から下流域に広がっており、集団的農地や集落、市街地が形成されている。また多くの山間部の中小河川沿いには、農地が切り開かれ、それぞれの周辺に中小集落が点在している。

本町の主要幹線としては、富士川の左岸（東側）にはJR身延線と中部横断自動車道が、右岸（西側）には国道52号が南北に走っており、東には富士五湖方面への動脈である国道300号が延びている。また、中部横断自動車道のICは町内に3カ所（中富IC、下部温泉早川IC、身延山IC）設置されている。

主要観光資源としては、本町の南に日蓮宗総本山身延山久遠寺、東には下部温泉郷や富士五湖のひとつで世界文化遺産富士山の構成資産である本栖湖、北には新たな観光情報発信拠点として西嶋和紙をテーマとした「道の駅にしじま和紙の里かみすきパーク」などが立地している。

主要農業資源としては、あけぼの大豆を活用した6次産業化による町おこし事業を推進している。令和4年には、農林水産省の地理的表示（GI）保護制度に登録され、令和6年には日本農業賞の山梨県最優秀賞に選出されたあけぼの大豆は、本町のさらなる活性化へとつながる有力な地域資源として位置づけられている。

土地利用の状況は、宅地3.64k㎡(1.2%)、農用地4.21k㎡(1.4%)、森林243.21k㎡(80.5%)、その他50.92k㎡(16.9%)となっており、森林の占める割合が高く、豊かな自然が残されている。

気象条件は、年平均気温14℃と比較的温暖で、雨量は南部地域で年間1,800mm前後、北部地域で1,600mm前後、降雪は北部山間地域で10cm前後に達する場合が年2～3回みられる程度である。

本町に人々が居住し始めたのは、縄文時代と考えられ、町内数カ所でその遺跡が発見されている。

1274年に波木井郷の領主、甲斐源氏の一族波木井氏の招きにより日蓮聖人が庵を結んだ身延山は、日蓮宗総本山として751年余りの間、法燈が継承され、多くの参拝客を集めている。

また、景行天皇の代に甲斐国造 しおみたるに 塩海足尼により発見されたとされる下部温泉は、信玄公の隠し湯として知られ、昭和31年6月、厚生省（現厚生労働省）から国民保養温泉地として指定を受け、さらに平成3年7月には環境庁（現環境省）から国民保健温泉地として指定されている。

西嶋地区において約450年の伝統をもつ西嶋和紙は、地場産業として連綿と受け継がれている。

本町誕生の経過をたどれば、いわゆる「明治の大合併」を経た、明治22年の時点では、本町の区域には富里村、共和村、久那土村、古関村、西嶋村、大須成村、切石村、曙村、八日市場村、伊沼村、飯富村、身延村、福居村、豊岡村、大河内村の15村が立地していた。

その後の「昭和の大合併」では、昭和29年に西嶋村、大須成村、静川村、曙村が合併し、昭和30年の原村の合併により中富町が、昭和30年には身延町、下山村、豊岡村、大河内村が合併し身延町が、昭和31年には下部町、共和村、久那土村、古関村が合併し下部町がそれぞれ誕生した。

昭和の大合併以降、昭和30年代から昭和40年代の高度経済成長からバブ

ル崩壊へと変動はあったものの、概ね順調な経済成長を遂げる中で、3町ともそれぞれ独自のまちづくりを進めてきた。

しかし、若年層の流出により過疎化傾向は止まらず、一方で、行政サービスに対する町民ニーズはますます多様化・高度化し、より効率的に、また専門的な視点により行財政運営を行うことが求められるようになった。さらには、国家財政破綻も危惧される状況下において、全国的に地方分権政策が進められ、厳しい財政状況や、増大する行政需要、安定的総合行政サービスの提供等に対応するため、3町は平成16年9月13日に合併し、新「身延町」が誕生した。

町の経済は、かつては第一次産業所得により支えられてきたが、戦後半世紀余りにおけるわが国の産業構造の変化により、第一次産業の就業者数は激減し、第二次産業、第三次産業へと移行した。この結果、第二次産業、第三次産業における勤労所得等が地域経済を支える構造となった。

特色あるものとしては、身延山久遠寺や下部温泉郷、本栖湖等を中心とした観光所得、西嶋和紙や印章業等の地場産業所得、あけぼの大豆や茶、椎茸などの農林業所得等があげられる。

イ 本町における過疎の状況

3町合併後の住民基本台帳人口は、平成17年3月には17,182人であったが年々減少の一途をたどり、令和7年3月には9,541人まで減少となった。年齢別の人口構成は、平均寿命の延びにより高齢者が大幅に増加する一方で、若年層の人口流出や出生数の減少から年少者が減少し、その結果、急激な過疎化につながっている。

自然減の要因として、合計特殊出生率の推移を見ると、平成20年～平成24年以降減少傾向にあり、平成30年～令和4年では1.23となり、山梨県の数値1.46を下回っている。出生数も平成17年の57人から令和6年には15人まで減少している。一方で、死亡数は横ばいから微増傾向で、平成17年の261人から令和6年は288人へ増加したことから、自然減が拡大している。

社会減の要因として、町内での職業・就職の選択肢が限られており、特に若い世代にとって魅力的な職種が少ないことが挙げられる。また、鉄道やバスの運行本数が少ないなど、公共交通の利便性が低いことから、通勤・通学、日常生活において移動が不便である点も要因となっている。さらに、道路交通網の整備の遅れ、子育て・教育環境や娯楽・交流の場の不足など、生活全般にわたる環境整備の遅れが、近郊都市部への人口流出を促している。これにより、特に進学・就職期の若年層を中心に流出が進み、地域の人口減少に拍車をかけている。

ウ 産業構造の変化と地域の経済的な立地特性

本町の産業構造の推移を見ると、農業を中心とした第一次産業の減少が著しい。昭和35年には全就労人口の47.4%を第一次産業人口が占めていた

が、昭和40年代に入り、第二次、第三次産業に大幅に移行し、昭和50年には全体の21.8%へと大幅に減少した。さらに令和2年にはわずか2.9%を占めるのみという状況に至っている。

かつては生活と密着した本地域の基幹的産業であった農業は、他産業との所得格差や担い手の高齢化等により縮小し、現在では「あけぼの大豆」を中心とした自給的兼業農家の営農形態が主流となっている。あけぼの大豆は、本町特産のブランド作物として知られ、景観や文化と結びついた地域資源としての価値が高く、今後は観光などを通じて、地域経済を支える新たな可能性が期待される。

林業についても、広大な森林を有する本町においては、かつては地域産業として、その占める割合は高かったが、現在では林家戸数は減少し、国産材の需要低迷や価格低下などにより厳しい経営環境に置かれている。

第二次産業の事業所数は、平成17年の62事業所から令和5年には27事業所へと半分以下に減少し、従業者数も減少傾向にある。一方で、製造品出荷額等は近年急増している。これは、下山地区に工業団地の造成と企業誘致を進めてきたことや、令和3年8月に中部横断自動車道が全線開通したことで物流が円滑になり、企業活動が活発になったことが要因として考えられる。

第三次産業の就業人口は、令和2年の国勢調査によると、全産業の67.2%を占めるに至り、中でもサービス業や卸小売業が突出している。しかし、平成19年と令和3年の経済センサスを比較すると、事業所数、従業者数、年間商品販売額のいずれもほぼ半減している状況にある。

観光入込客数を見ると、平成28年の約100万人から平成30年には約120万人まで増加したが、新型コロナウイルスの影響により、令和3年には約40万人まで大きく減少した。その後、令和5年には80万人を超え、身延山や下部温泉郷などを中心に観光入込客数は回復傾向にある。

本町においては、国道52号、国道300号などの基幹道整備や、中部横断自動車道の開通、さらにはインターネットをはじめとする情報通信技術の急速な進展などにより、情報面・インフラ面から大幅な時間の短縮が図られつつある。これらの動きは今後の地域経済に大きな影響を及ぼすものであり、これを好機として捉えて地域に根ざした産業施策を展開していくことが求められている。とりわけ観光資源を有する中山間地としての特性を十分に活かす中で、都市との交流促進、新たな産業の創出等を推進していくことが課題である。

(3) 人口及び産業の推移と動向

ア 人口

旧下部町・旧中富町・旧身延町の3町を合わせた人口は、昭和55年国勢調査時23,222人であったが、国の高度経済成長と自然的・社会的条件等による産業構造の変化により、平成2年には20,849人、合併後の平成17年には16,334人、令和2年には10,663人となり、昭和55年から平成2年までの

10年間で、2,373人(10.2%)、平成2年から平成17年までの15年間で4,515人(21.7%)それぞれ減少し、昭和55年から令和2年までの40年間では12,559人(54.1%)の著しい減少となった。

また、住民基本台帳人口によると、平成17年3月には17,182人であったが、令和7年3月には、9,541人となり、7,641人(44.5%)の減少となっている。本町の過疎化現象は、昭和30年代から昭和40年代を人口のピークとして、昭和50年代以降現在もなお続いている。

人口の年齢構成状況を昭和55年と令和2年で比較してみると、40年の間に年少人口(0歳から14歳)は3,561人(84.3%)減少している。

また、生産年齢人口(15歳から64歳)は10,085人(67.2%)の減少で、このうち15歳から29歳の若年者は3,300人(78.0%)の減少となった。

これとは逆に、65歳以上の高齢者人口は、生産年齢人口が順次高齢者となり、また、保健、医療等の進歩等による平均寿命の伸びも反映して年々増加し、昭和55年と比較して、25年後の平成17年には1,989人(49.8%)の増加となったが、令和2年には平成17年との対比で902人(15.1%)の減少となっている。構成比率を見ると、令和2年の国勢調査時には、若年者比率が8.8%、高齢者比率が47.6%となっており、少子高齢化がさらに加速している。

人口の見通しを見ると、国立社会保障・人口問題研究所(以下「社人研」という。)のデータより、令和2年に10,663人だった人口は、進学や就職による若年層の都市への流出と少子化により、30年後の令和32年度には3,779人に、さらにその20年後の令和52年度には1,542人へと大幅な人口減少が予想されている。

イ 産業別人口

第一次産業の就業人口比率は、昭和35年の47.4%(7,871人)から、農林業の低迷により令和2年には2.9%(144人)に激減している。

それとは対照的に、令和2年における第二次産業の就業人口比率は29.9%、第三次産業は67.2%とそれぞれ大幅に増加し、就業構造に大きな変化が現れている。身延地域は他地域に比べ第三次産業への移行が早く、昭和50年には全就業人口4,654人中、第三次産業就業者が2,404人と、全産業の半分以上の51.7%を占めていた。これは身延山など古くからの著名な観光地を有していることから、早くから商業やサービス業等の産業を進展させる素地があったためと考えられる。

今後の動向を予測すると、第一次産業については、企業参入、新規就農者も増えつつあるが、自家消費型兼業農家が中心であり、実質的な農業従事者は高齢者が多く、農業後継者が未定な農家も多いため、自然減は避けられない見込みである。林業についても同様に就業者の確保が課題となっている。

第二次産業については、下山地区の身延工業団地、峡南地域中核工業団

地内の企業には、工場の増設により常時雇用者が増加した事例もみられる。しかしながら、機械化やコンピューター化など先端技術の導入に伴う合理化が進む中で、製造業の就業者は減少が予想される。また、約450年の歴史と伝統を誇る西嶋地区の西嶋和紙や久那土地区の印章業などの伝統技術産業においても、従業者の高齢化と後継者不足が課題となっている。

第三次産業も、商店街の近代化や町内観光地の連携による進展もあるが減少が見込まれる。一方で、中部横断自動車道山梨～静岡間の全線開通により、広域交流圏の拡大や物流の円滑化、観光客の増加など、地域産業の活性化に寄与する効果が期待されている。

表1-1(1) 人口の推移（国勢調査）

区 分	昭和 55年	平成2年		平成17年		平成27年		令和2年	
	実数(人)	実数(人)	増減率	実数(人)	増減率	実数(人)	増減率	実数(人)	増減率
総数	23,222	20,849	△10.2%	16,334	△21.7%	12,669	△22.4%	10,663	△15.8%
0歳～14歳	4,226	3,138	△25.7%	1,656	△47.2%	868	△47.6%	665	△23.4%
15歳～64歳	15,006	12,681	△15.5%	8,697	△31.4%	6,321	△27.3%	4,921	△22.1%
うち 15歳～29歳(a)	4,233	3,247	△23.3%	2,002	△38.3%	1,336	△33.3%	933	△30.2%
65歳以上(b)	3,990	5,030	26.1%	5,979	18.9%	5,434	△9.1%	5,077	△6.6%
(a)/総数 若年者比率	18.2%	15.6%	—	12.3%	—	10.5%	—	8.7%	—
(b)/総数 高齢者比率	17.2%	24.1%	—	36.6%	—	42.9%	—	47.6%	—

(注) 総数には、年齢不詳を含む

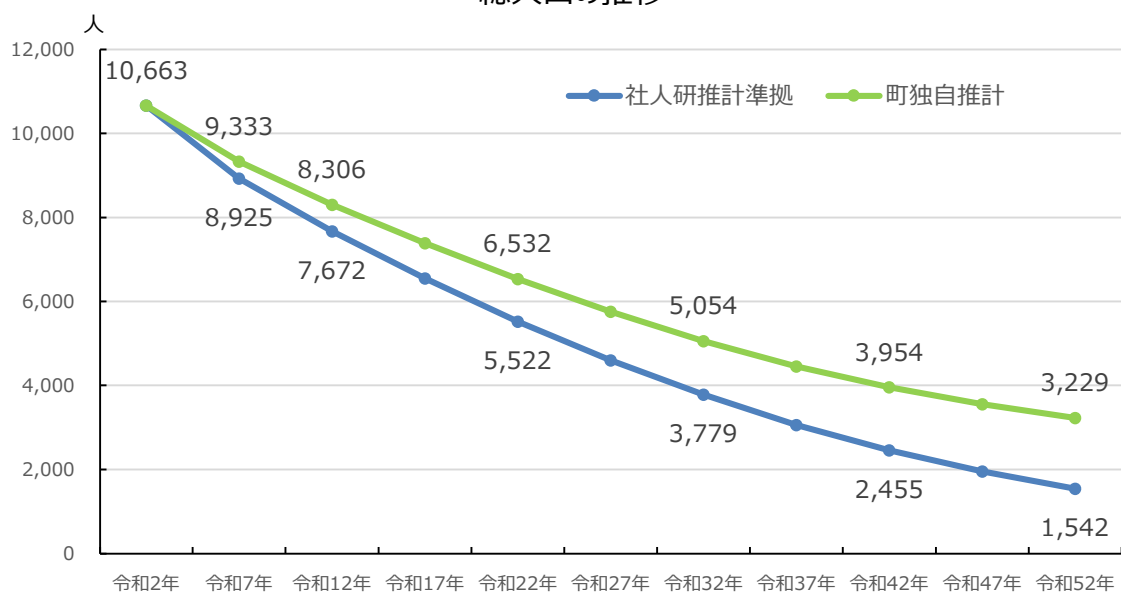
表1-1(2) 人口の推移（住民基本台帳）

区分	令和3年3月31日		令和4年3月31日		令和5年3月31日		令和6年3月31日		令和7年3月31日	
	実数(人)	構成比	実数(人)	構成比	実数(人)	構成比	実数(人)	構成比	実数(人)	構成比
総数	10,967	100.0%	10,595	100.0%	10,258	100.0%	9,931	100.0%	9,541	100.0%
男	5,316	48.5%	5,144	48.6%	5,008	48.8%	4,858	48.9%	4,703	49.3%
女	5,641	51.5%	5,451	51.4%	5,250	51.2%	5,073	51.1%	4,838	50.7%

表1-1(3) 人口の見通し

社人研「日本の将来推計人口（2023年推計）」による総人口推計と町独自推計との比較

総人口の推移



(単位：人)

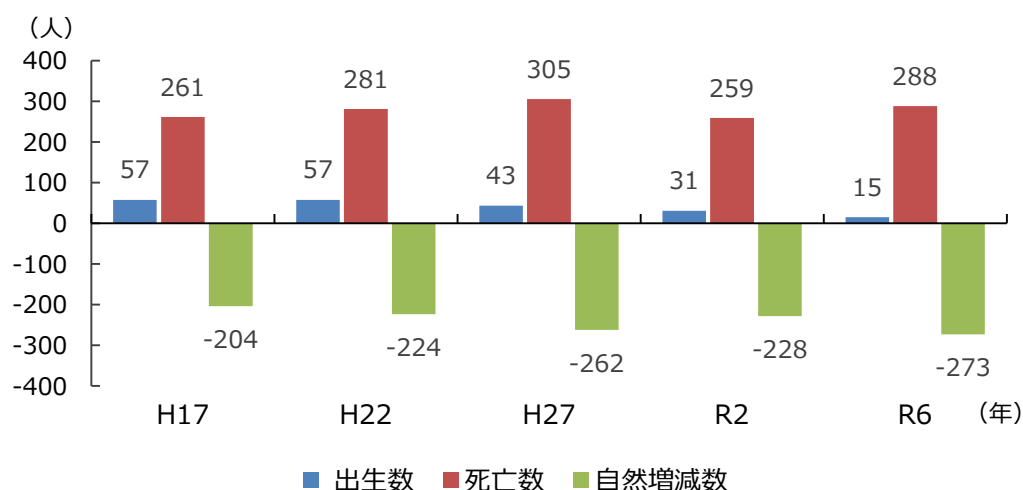
区分/年	令和2年	令和7年	令和12年	令和22年	令和32年	令和42年	令和52年
社人研	10,663	8,925	7,672	5,522	3,779	2,455	1,542
町独自		9,333	8,306	6,532	5,054	3,954	3,229

出典：総務省「国勢調査」、社人研「日本の将来推計人口（2023年推計）」

※町独自推計については、身延町人口ビジョン(令和7年度見直し)参考

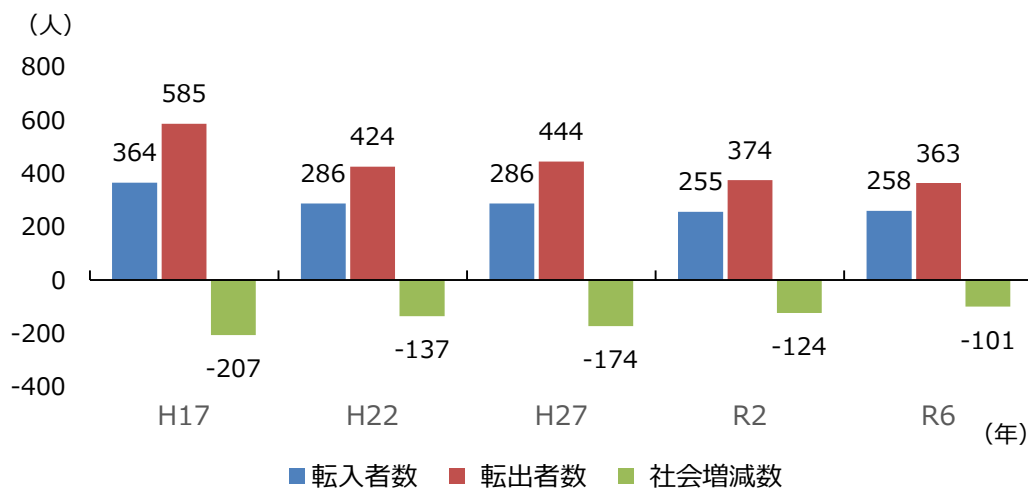
※令和2年の数値は、国勢調査の実数値

表1-1(4) 人口動態（自然増減数（出生数と死亡数）の推移）



出典：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」を基に作成

表1-1(5) 人口動態（社会増減数（転入者数と転出者数）の推移）



出典：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」を基に作成

※その他(職権による修正等)があるため、転入者数-転出者数=社会増減数とはならない場合がある。

(4) 町行財政の状況

平成5年以降、地方分権の推進により、市町村は「自己決定・自己責任」の原則のもと、地域の創意工夫を活かした行政運営体制を構築することが求められている。特に行財政体制の再検討や行政サービスレベル水準の維持、さらには行財政基盤の強化・効率化といった課題への確実な対応が必要とされている。

本町では、これらの課題に対応すべく、平成16年9月13日に3町が合併し、行財政基盤の強化を図った。

しかし、合併後においても自主財源が限られており、歳入は地方交付税や国・県支出金、地方債に大きく依存しているのが現状である。財政状況は依然として厳しく、脆弱な構造から脱却できていない。

本町の決算状況は、令和2年度普通会計で見ると、歳入決算額11,183,823千円、歳出決算額10,337,780千円となっている。歳入内訳を見ると、地方交付税4,187,661千円（構成比37.4%）、地方税1,478,651千円（構成比13.2%）、地方債772,511千円（構成比6.9%）を占めており、財政基盤の脆弱さがうかがえる。

このような厳しい財政状況の中、過疎対策事業債等の起債、地方交付税、国・県補助金といった依存財源を過大に見積もることなく、多様化する行政需要に対応する必要がある。そのため、徹底した行財政改革を推進し、効率化による支出の抑制を図るとともに、地域経済の動向に即応した機能的・弾力的な財政運営により、地域における政策課題に積極的に取り組むことが求められる。

また、近年の社会経済情勢の変化に伴い、新たな行政課題や多様化・高度化する行政需要に迅速に対応できる組織体制の構築も重要である。定員適正化計画に基づく職員の定員管理、町民生活への影響を十分配慮した公共施設の統廃合、地域間のバランスと財政事情を考慮した新たな公共施設の整備、さらに情報公開制度の推進等により、効率的で開かれた行政の実現を図っていくことが必要である。

表1-2 (1) 町財政の状況

(単位：千円)

区 分	平成22年度	平成27年度	令和2年度
歳入総額 A	10,672,832	9,386,423	11,183,823
一般財源	7,036,617	6,784,778	6,099,005
国庫支出金	622,237	567,171	2,123,017
都道府県支出金	609,308	699,585	478,026
地方債	837,300	222,600	772,511
うち過疎対策事業債	86,600	92,500	158,500
その他	1,567,370	1,112,289	1,711,264
歳出総額 B	9,783,810	8,440,461	10,337,780
義務的経費	4,210,554	3,653,535	3,160,039
投資的経費	1,067,354	795,957	1,321,900
うち普通建設事業	1,067,354	707,617	1,250,011
その他	4,505,902	3,990,969	5,855,841
過疎対策事業費	945,100	477,135	256,590
歳入歳出差引額 C (A - B)	889,022	945,962	846,043
翌年度へ繰越すべき財源 D	112,180	15,866	79,622
実質収支 C - D	776,842	930,096	766,421
財政力指数	0.29	0.28	0.28
公債費負担比率	20.3	18.4	9.2
実質公債費比率	—	3.5	△2.4
起債制限比率	—	—	—
経常収支比率	76.1	69.4	77.0
将来負担比率	—	—	—
地方債現在高	9,671,974	4,638,103	5,687,112

表1-2(2) 主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	令和 2 年度末
町道 改良率 (%)	27.9	43.4	49.4	48.8	49.3
舗装率 (%)	38.0	59.7	65.6	68.9	69.3
農道 延長 (m)	68,984	61,936	59,720	66,036	69,229
耕地 1ha 当たり農道 延長 (m)	31.6	38.7	34.7	-	-
林道 延長 (m)	48,022	47,395	81,633	94,321	95,179
林野 1ha 当たり林道 延長 (m)	6.2	8.2	10.7	-	-
水道普及率 (%)	92.4	95.1	90.9	95.6	98.2
水洗化率 (%)	-	-	50.5	64.7	83.0
人口千人当たり病院、診療所 の病床数 (床)	12.2	17.4	14.8	17.5	24.5

(5) 地域の持続的発展の基本方針

本町では、深刻化する過疎化に対処するために、昭和45年の「過疎地域対策緊急措置法」、昭和55年の「過疎地域振興特別措置法」、平成2年の「過疎地域活性化特別措置法」、平成12年の「過疎地域自立促進特別法」及び令和3年の「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」により過疎地域の指定を受け、過去50年以上にわたる国、県と一体となった総合的な過疎対策事業推進の結果、生産基盤や生活環境基盤施設の整備等が進み、過疎対策は着実にその成果を挙げている。

近年では、情報通信技術の著しい発展による急速な情報化の進展を背景として、価値観の更なる多様化とともに、インターネット等を通じた都市への情報発信技術が飛躍的に進み、その結果、身延山久遠寺などの伝統文化、本栖湖をはじめとする豊かな自然、地場産業の西嶋和紙等、多種多様な観光資源を有する本町への期待と関心はさらに高まっている。

また、中部横断自動車道、国道52号及び国道300号など交通体系の整備とあいまって、経済的にも社会的にも地域間交流の拡大が図られてきた。

しかしながら、依然として若年層の流出、高齢化の急速な進展と、人口の自然減による集落機能の維持が困難な集落の発生や安全・安心の基盤となる生活インフラの整備、雇用の場の確保など、過疎地域の活力低下を招く課題を抱えている。

こうした状況を踏まえ本町では、若者の定住を図るための就業の場の確保や多様な働き方への対応、農林業をはじめとする産業の振興、安全で快適な生活環境の整備、高齢者等の保健及び福祉の向上、医療の確保、教育や地域文化の振興等を図るとともに、情報化や地域間及び産業間の交流を促進し、さらには、集落の整備、公共施設の整備や町民の足となる公共交通網の整備もより一層推進する必要がある。

また、これらの施策の推進にあたっては、社会経済活動の広域化を踏まえ、過疎地域の枠を超えた視点に立つとともに、公共施設の整備・維持といったハード面だけでなく、人づくりや交流イベントの開催、地域医療の確保、町民に身近な生活交通の確保、コミュニティの維持、生きがい対策といったソフト面での施策についても、積極的に取り組む必要がある。

併せて、町民自身が地域への愛着をさらに深め、豊かな自然景観や農村・山村景観を守り育てるとともに、地域の伝統文化や街並みなどを継承・保存・発展させつつ、町民の自信と誇り、創意工夫によって魅力あるまちづくりを進めるよう努め、美しく風格ある町土の形成を図る必要がある。

今後は、これまでの対策を十分活かしながら、残された課題や新たな課題を解決するための対策について、中長期的観点に立った重点的・戦略的な取り組みを強化することに留意しつつ、町民の自主的・主体的な参加により、積極的に推進していくことが重要である。

こうした観点から、本町における過疎対策は、「身延町総合計画」、「身延町版総合戦略」を踏まえ、「身延町公共施設等総合管理計画」、「身延町強靱化計画」、「山梨県総合計画」、「山梨県過疎地域持続的発展方針」等との整合性を図りながら、次の事項を基本方針として取り組んでいくこととする。

① 持続可能な個性的で魅力的な地域社会の形成

本町は、豊かな自然資源、美しい農村・山村景観、さらには先人たちが築き上げてきた伝統文化や産業など、多様な地域資源を有し、かけがえのない価値と魅力を有している。近年、人々の価値観の多様化やライフスタイルの変化に伴い、過疎地域の暮らしに価値を見だし、新しい生活の場として選択する傾向も見られる。

今後も癒やしの空間として美しい農山村の景観や環境の保全に、より一層努めるとともに、伝統文化や地域資源の再発見に取り組み、積極的に磨き上げていくとともに、地域を担う人づくりも同時に進めていく。併せて、芸術・文化の紹介、各種イベントの開催、県外にむけた情報の発信、地域間や産業間の交流促進といったソフト面での対策と、小さな拠点づくりや生活環境の改善など定住環境の整備のための対策を強化することによって、個性的で魅力的な地域社会を形成していくこととする。

② 持続可能な活力ある地域社会の形成

活力ある地域社会の形成は、若者の定住を促進し、各世代がいいきいきと働き、生活していくため、①の個性的で魅力的な地域社会の形成とともに、地域の経済的な自立に向けて地域の資源や特性を生かした産業の活性化を促進する。具体的には、町の特産品である「あけぼの大豆」の生産等へのスマート農業等のデジタル技術の活用、アグリ・ツーリズムと関連づけた農業経営や、第一次・第二次・第三次産業と観光・レクリエーションなども関係する農業の6次産業化、またコミュニティビジネスなど、多様で特色のある産業の振興、起業の促進を図る。

また、生活基盤についても、火災や自然災害などから暮らしを守る消防・救急施設、誰もがいつでも医療を受けられる体制、上下水道をはじめとした生活環境施設、地域内や都市地域とを短時間で結ぶ交通アクセスの維持など、都市的な快適さへの要請に応え得る諸条件の整備を一層進めることとする。

さらに、健やかに次世代を担う子どもたちを産み育てることができるよう、子育て支援の充実と教育をはじめとした多様な子育て環境の整備について、地域が一体となって取り組むこととする。

こうした取り組みにおいては、財源の効率的配分が求められる中で、

町民が自ら地域を経営していくという視点に立って、民間事業者などとの協働や特定地域づくり事業の導入についても検討する。

③ 持続可能な生きがいに満ちた先進的な高齢社会の形成

本町は、著しく高齢化が進行しており、令和2年の国勢調査によると町民の約48%が高齢者と山梨県で最も高齢化率が高くなっている。

本町の高齢者は、豊かな自然の恵みを活かしながら、先祖代々の農地を耕し、生活を楽しむ知識と経験などがある。こうした高齢者がもつ様々な分野での豊富な知識と経験は大切な財産であることから、伝統文化や地域独自の産業を伝承する場や就業の機会を設けるなど、生涯にわたって生きがいを持って暮らせる環境を確保するとともに、健康を守るための保健・福祉などのサービスの充実を図るものとする。

④ 新興感染症による社会の変容への対応

新型コロナウイルス感染症は、日常生活や社会経済活動に甚大な影響を及ぼし、本町においても地域社会や住民生活に多大な変化をもたらした。現在は新型コロナウイルス感染症の教訓を踏まえた新たな社会構造への対応が求められている。

こうした状況を踏まえ、新しい生活様式の定着やデジタル化加速によるテレワークの普及、都市と地方をつなぐ二拠点居住の拡大、SDGsの理念に基づく地域づくりの推移など、多様な変化が進んでいる。今後は、これらの動きを地域の強みとして活かしながら、地域のつながりや活力の維持・強化を行い、新興感染症を見据えた持続可能な地域社会の形成を図ることとする。

以上の基本方針を踏まえながら、本町が直面する問題について、ハード事業とソフト事業を融合し、持続可能な地域社会の形成及び地域資源を活用した地域活力の更なる向上を実現するよう、過疎対策を講ずることとする。

(6) 地域の持続的発展のための基本目標

基本方針に基づき、令和12年度の目標を次のとおり設定する。

① 人口に関する目標

人口に関する目標	基準値	目標値 (令和12年度)
人口 (国勢調査)	10,663人 (令和2年)	8,306人
社会増減 (山梨県常住人口調査)	-101人 (令和6年)	-94人
合計特殊出生率 (厚生労働省人口動態統計)	1.21 (平成30年～令和4年)	1.25

② 地域の持続的発展のための基本となる目標

地域の持続的発展のための 基本となる目標	基準値	目標値
住み続けたいと思う町民の割合 (まちづくりアンケート)	53.8% (令和7年度)	60.0%以上

※目標値は、まちづくりアンケート実施時点の数値とする。

(7) 計画の達成状況の評価に関する事項

議会・町民・外部有識者を含めた組織において、毎年度評価し、町ホームページにおいて公表する。

また、町民を対象としたまちづくりアンケートを実施し、その結果を町ホームページにおいて公表する。

(8) 計画期間

計画期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間とする。

(9) 公共施設等総合管理計画との整合

令和4年度策定の「身延町公共施設等総合管理計画」では、生産年齢人口の減少による税収の減少や高齢者の増加による社会保障経費の増加などによる厳しい財政見通しであることから、保有する全ての公共施設等の数と規模をそのままに維持管理し、更新していくことは極めて困難である。このことから、施設の統廃合や多機能化、再編などによる公共施設全体の最適化に向けて、次の基本的な考え方を掲げている。

○ 方針

公共施設等の管理に関する基本的な考え方

- (1) 住民ニーズへの適切な対応
- (2) 人口減少を見据えた整備更新（目標）
- (3) 公共施設の適正化
- (4) 民間活力の活用によるコスト縮減を検討
- (5) 予防的修繕の実施

以上の基本的な考え方に基づき、本計画に記載された全ての公共施設などの整備は、身延町公共施設等総合管理計画に適合したうえで計画を推進する。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成



(1) 現況と問題点

ア 移住・定住・地域間交流の促進

本町は、少子高齢化の著しい進行や若年層を中心とした人口流出に伴い、長年人口減少が続いている。そのため、様々な分野と連携し、対策を継続的に積み上げ、人口減少幅を着実に縮小させていくことが重要である。近年、ライフスタイルの多様化により、田舎暮らしや二拠点居住、継続的に地方と関わりを持つ関係人口への関心が高まっている。このため、町内に住み続けている町民はもとより、移住者や移住希望者への支援として、今後増加することが予想される空き家・空き地の利活用や結婚・妊娠・出産・育児などの環境をさらに充実させる必要がある。

また、地域の自然・産業・文化などの幅広い資源を活かした交流機会の創出、WEB・SNSやマスメディアなど各種媒体で積極的に情報発信を行う必要がある。

イ 人材育成

今後も、本町が保有する豊かな自然の中で、町民がいきいきと暮らしていけるよう、創意工夫に基づく、明るく活力あるまちづくりを進めていくことが必要である。まちづくりの礎をなすものは人づくりであるため、あらゆる世代を対象として、まちづくりに対する問題意識を持ち解決していく人材の育成が必要であり、特に若者の持つ感性や活力、行動力を積極的に活かしていくことが重要となる。

また、地域活性化グループの活動支援や、公民館事業展開など地域活動に参加しやすい仕組みづくりを進め、活力にあふれ魅力に輝く誇れるまちづくりを図る必要がある。

(2) その対策

ア 移住・定住・地域間交流の促進

- 山梨県や他自治体との広域的な連携も行いながら移住相談や町での暮らしを体験するツアーの実施や助成制度など、移住希望者及び定住者への支援を行う。
- 田舎暮らしや二拠点居住に向けたお試しとして、田舎暮らし体験施設を整備する。
- 空き家・土地バンク制度の利用を促進する。
- 広域的な連携による結婚につながる出会いの機会の提供を行う。
- 教育・福祉・産業などあらゆる分野について、さまざまな主体による地域間交流・国際交流を推進する。
- 地域・学校・行政など、それぞれの分野での地域間交流・国際交

流における受入態勢の整備に努める。

- WEB・SNSやマスメディアなど各種媒体を通じ、空き家や空き施設などの情報発信機能を充実させる。
- 遊休農地や遊休施設などを活用した都市住民などとの交流を推進する。

イ 人材育成

- 地域社会の担い手となる人財育成事業を推進する。
- 集落公民館を中心に、コミュニティ活動を推進する。
- 地域コミュニティの存続を支援し、自立したコミュニティの確立を図る。

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、 人材育成	(1) 移住・定住	田舎暮らし体験施設整備事業	身延町	
	(4) 過疎地域持続的 発展特別事業			
	移住・定住	移住定住促進事業（移住相談、移住体験ツアー）	身延町	
		移住定住促進事業（定住祝金制度）	身延町	
		空き家・土地バンク事業	身延町	
		結婚・出会い支援事業（婚活支援）	身延町	
	地域間交流	関係都市交流事業（令和・南部藩、静岡市）	身延町	
		姉妹都市交流事業（千葉県鴨川市）	身延町	
	人材育成	若手人財育成事業（高大連携・人財育成）	身延町	
		若手人財育成事業（まちづくり組織支援）	身延町	
		活力ある住みよい町づくり補助事業	身延町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

身延町公共施設等総合管理計画による基本的な方針に適合したうえで計画を推進する。

3 産業の振興

(1) 現況と問題点

ア 農業

中山間地である本町の農業は、急傾斜地が多く、集約化が難しい環境にあることから、農業経営規模は零細なものになっている。主な作目は水稻、大豆であり、加えて南部地域では茶、山間部ではソバなども栽培されている。本地域における農業は、地形条件や効率的な基盤整備が困難であることなどから労働生産性が低く、他産業との所得格差も大きい。また、高齢化の進行と担い手不足、さらに鳥獣による被害の増加は農業離れを加速させ、遊休農地の増加を招くなど、農業経営をめぐる状況は厳しいものがある。

このような中で、転作作目として大豆の作付けが大幅に増加している。町では地域の特産である「あけぼの大豆」の良質な素材に着目し、6次産業化、ブランド化、販路拡大などの振興策に取り組んできた。その結果、枝豆、大豆加工品などの人気と需要が高まり、農業法人、企業の農業参入や新規就農者が増加し、農地の集約化が活発化したことにより遊休農地の発生が抑えられ、自家消費、地産地消に加え、県内外への販路が開拓されるなど出荷量の増加につながっている。

近年の農業振興策は、労働力不足や高齢化に対応するためのスマート農業の推進が大きな流れとなっており、ドローンの活用など、省力化・効率化やデータ活用の体制整備が求められている。また、食料安全保障の観点から、持続可能な農業構造への転換なども重要なテーマとなっている。

さらに、地域の担い手不足に対応するため、新規就農者の育成や農福連携、外国人材の受け入れといった多様な人財確保策が進められているほか、農業と観光を組み合わせた体験型・交流型の地域活性化モデルにも注目が集まっている。都市住民の田舎志向を背景に、ウィークエンド農業や市民農園、オーナー制度など都市と農村を結ぶ施策の充実が求められている。

加えて、移住希望者による営農ニーズも高まっており、空き家バンクや定住支援制度など、住まいと農業を一体で支援する仕組みづくりが必要である。

イ 林業

林業については、広大な森林面積を有しながらも、その地形は急峻であり、加えて国産材の需要低迷など厳しい経営環境にある。

その他には、特用林産物として椎茸、たけのこなどが生産されているが、その規模は小さい。

こうしたことから、林業就業者の他産業への流出や、後継者不足と高齢化などによる労働人口などの減少があいまって、生産性の低下や森林の荒廃といった結果を招いている。これらへ対処するため、林道などの整備をはじめとする林業生産基盤の整備を進め、林業経営の安定化を図るとともに、森林経営管理制度により林業経営が困難な森林についても整備を進め、森林の持つ多様な公益機能を維持増進させ森林の多面的利用を図っていく必要がある。

また、椎茸、たけのこ、竹炭などの特産林産物について特産品加工などにより、付加価値をつけ販売を拡大していく必要がある。

ウ 商業

商業については、JR身延駅前、身延山門内、下部温泉郷、道の駅にしじま和紙の里かみすきパークなどに観光関連の商業集積地がある。その他は地元商店や商店街が幹線道路沿いや各地に点在している。

また、町外資本による商業施設などが国道52号沿いに進出し、新たな商業地域が形成されたが、車社会の進展による生活圏の広域化、ニーズの多様化や昭和町周辺の大型小売店などへの消費者の流出などにより、地元での購買率は低下している。

大規模な商業施設の誘致については、中部横断自動車道に期待する声も多くみられる。特産品や地域の特色を活かし、観光面との連携をさらに強めた商業の振興が必要である。また、生活関連では、商工会を中心とした販路開拓や新商品、新サービスの開発の他、高齢者が不便を来している山間地での購買に対して、受注・配送のシステムも考慮に入れた振興策などを、それぞれ検討していかなければならない。

エ 地場産業及び工業

西嶋地区には約450年の歴史と伝統を誇る西嶋和紙が、また久那土地区には印章業が地場産業として立地している。

西嶋和紙は、安価な輸入紙に押され、従業者の高齢化や後継者不足による生産戸数の減少とあいまって、生産量は減少の一途を辿っており、厳しい経営環境にある。

今後も和紙をテーマとして建設された道の駅にしじま和紙の里かみすきパークを活用し、積極的な情報発信や交流、また新たな販路構築のための方策を検討することにより西嶋地域を和紙の生産交流拠点とする必要がある。

また、久那土地区の印章業についても、経済の停滞などによる需要の落ち込みやデジタル時代を見据えた政府の一部押印の見直しなどにより、厳しい経営環境にある。今後は保有する高い技能をPRするとともに新商品の開発や観光・交流事業との連携などを図っていく必要がある。

工業においては下山地区の身延工業団地や峡南地域中核工業団地など

への企業進出により、就労機会の拡大や所得の向上が図られ、地域経済の一翼を担っている。

その他では、各地域に地場産業関連など小規模な工場や企業などが立地しているが、長期にわたる景気の低迷などにより、厳しい経営環境下に置かれている。

企業誘致については長引く景気の低迷のため、新たな企業進出は難しい状況にあるが、令和3年8月に山梨～静岡間が開通した中部横断自動車道は、企業の物流環境の向上に大きな効果が期待されており、令和元年から令和2年にかけて2社の工場が操業を開始するなど、新たな企業立地についても期待されている。また、中富IC付近の下田原地区は、「やまなし未来ものづくり推進計画」及び「やまなし未来物流等推進計画」の重点促進区域に指定されている。今後も、中部横断自動車道の開通を活かした企業誘致への取り組みや、地域資源を活用した起業への支援など、時代のニーズに対応した新たな施策を展開する。さらに、物流の要となる幹線交通網の整備や若年労働力の確保などの企業進出の基礎的条件整備に努めるものとする。

今後は地方への流れの拡大や多様な働き方の推進により、雇用の創出、移住促進、地域課題の解決、空き物件の活用など地域の活性化に寄与することが考えられる。

オ 観光

本町は、身延山久遠寺、下部温泉、本栖湖、道の駅にしじま和紙の里かみすきパーク、身延山、七面山、毛無山、富士見山、さらには伝統工芸である西嶋和紙などの多くの貴重な観光資源を保有している。これら観光資源の特色を活かしながら、その個性の鮮明化やイメージの確立を図り、それぞれの資源が保有する魅力の相互補完や、共通テーマによるネットワーク化などにより、連携をさらに強化する中で施策展開を図る必要がある。

観光入込客数を見ると、平成28年の約100万人から平成30年には約120万人まで増加したが、新型コロナウイルスの影響により、令和3年には約40万人まで大きく減少した。その後、令和5年には80万人を超えるまでに回復し、身延山や下部温泉郷などを中心に観光入込客数は回復傾向にある。

新型コロナウイルス感染症の5類移行後、観光の形態は大きく変化している。自然や地域文化を楽しむ「体験型」「滞在型」観光への関心が高まり、地域の魅力を再発見する動きが広がっている。こうした傾向を捉え、本町では中部横断自動車道山梨～静岡間の全線開通により、広域交流圏域の拡大、物流の円滑化や観光客の増加など、地域産業の活性化が期待されている。それぞれの地域が持つ個性や特性を活かし、各地域が面的な連携によって相乗効果を高めることで、一体性のある広域観光

エリアの形成を進めることが重要である。さらに枝豆収穫体験、ゆばづくり体験、味噌づくり体験、和紙漉き体験など、農業・農村資源の活用を図りつつ、観光と地域間交流及び産業間交流の活性化を図ることが求められる。

山梨県が平成元年に供用開始した、53ヘクタール（東京ドーム約11個分）の大規模公園「富士川クラフトパーク」は、静岡方面から甲府方面を結ぶ中部横断自動車道、国道52号や富士北麓方面への国道300号、JR身延線などの中心交点に位置し、これら各観光軸連結や観光施設連携の中心的役割を担っており、観光振興と地域経済活性化の拠点となっている。

今後は、観光需要の多様化や新たな旅行形態を踏まえ、観光案内機能の充実や地元産品のブランド化、体験型観光との連携強化を図ることで、滞在型・周遊型観光の促進につなげていく必要がある。

また、身延高校の生徒から「町全体にしだれ桜を植栽し、しだれ桜の里にしたらどうか」との提案を受け、平成28年度から同施設内や町内各所にシダレザクラを植栽する事業を実施し、令和6年度までに6,000本以上の植栽が完了した。今後は、関係人口と交流人口を増加させ、各観光資源を結ぶ、本町を代表する観光拠点となることが期待されている。

インバウンド観光客については、町内観光団体とも連携し、地域経済の活性化につながる誘客を図る必要がある。

(2) その対策

ア 農業

- 都市との交流によるウィークエンド農業、農泊の推進等により遊休農地の活用を図る。
- 地域で生産した安全な農作物を地域で有効に活用する地産地消の取り組みを推進する。
- 生産性向上のため、農道の基盤整備を推進する。
- 中山間地域総合整備事業等により農道・用排水路等の生産基盤整備と併せて、生活環境整備など総合的な農村振興を推進する。
- 営農意欲向上のために電気柵設置等の有害鳥獣対策及び補助制度を推進する。
- 農地・農業用施設の保全や防災対策を図る。
- 町内農産物の流通販売促進を図るため、直売施設整備や集出荷場等と生産者との情報交換設備等の整備を推進する。
- 都市との農村交流や、就農を目的とした移住を促進し、地域の活性化を図る。
- 中山間地域等直接支払制度等を活用した地域農業組織のネットワ

ーク化を推進し、事務の共同化や人財・情報の共有により、地域農業組織の強化を図る。

- 集落営農、農作業受委託や農地の集約化を促進するとともに、遊休農地の活用など農地の有効利用を促す。
- 農業の担い手については、法人を含めた先進的な農業経営体の確保育成に努めるとともに、新規就農者の確保を図り、農業経営の確実な定着を図る。
- 地域の特産品であるあけぼの大豆の生産拡大を図ると共に6次産業化を促進する。

イ 林業

- 人工林の適正な整備、長伐期施業や複層林施業、育成天然林施業などの多様な施業を進め、健全な森林の育成を図る。
- 下刈、間伐、枝打ち等の森林整備を進め、森林を健全な状態で保全しながら優良材の生産と木材利用を推進する。
- 森林組合の組織・機能を強化し、林業経営の効率化を図る。
- 森林経営管理制度により林業経営が困難な森林についても整備を図る。
- 林道整備事業等により林道網を整備し、生産流通体制の確立を図る。また、広域基幹林道を整備することで広域的連携を図り、地域林業の基盤づくりを促進する。
- 地域材の特性を活かした木工品やクラフトづくり、豊富な森林資源を材料とした新たな商品開発などを促進し、林産活動の活性化、特用林産物の生産振興等を図る。
- 林業後継者の育成確保と新規参入者の就業確保を図る。

ウ 商業

- 次代を担う若手事業者の育成を図り、特色ある商店街づくりを推進する。
- 地域特産品や観光と連携した商業の振興を図るため、商工会の充実、経営支援を推進する。
- 商工会との連携をより強化し、個人商店の商業意欲の向上を図り、消費者ニーズに対応できる商店づくりに努める。
- 山間地の購買における利便性を確保するために、受注・配送システムの検討を行う。
- 販路開拓や新商品、新サービスの開発に取り組み利用者の拡大を図る。
- 町の魅力を広く発信し、町外からの誘客、地域経済の活性化へ繋

げていくため、食・文化を中心にした総合的な体験イベントを開催する。

エ 地場産業及び工業

- 消費者ニーズの高度化・多様化に対応した西嶋和紙や印章等の研究開発や新技術・技能に関する研究開発等への支援により、地場産業の振興を図る。
- 情報通信技術を最大限に活用した地場産業振興を図るため、情報の受発信能力や市場開拓力などの強化に向けての支援を強化する。
- 経営管理の改善合理化、設備の近代化、人財の育成等による経営基盤の強化を図る。
- 起業や新規事業所の設置を促進し、雇用の創出や地域経済の活性化を図る。
- 雇用対策を図るため、優遇制度等を活用する中で企業誘致に努める。
- 誘致企業の育成に努める。
- 新分野進出、地域資源を活用した起業・創業や新産業の創出等への支援体制の整備を図る。
- 町内に就職先があることで定住促進につながるため、町内企業、高校と連携して町内への雇用を促進する。

オ 観光

- 各地域観光資源の独自性を活かし、個性的な魅力を引き出す観光地づくりを推進する。
- 富士川クラフトパークを中心とした身延山久遠寺、下部温泉郷、本栖湖、道の駅にしじま和紙の里かみすきパークなど、各地域の観光施設が連携し、連続性のある一体的な観光事業を展開する。
- 地域観光資源の一体的な活用のため、観光関係団体などの強化を図るとともに、身延山、下部温泉郷の魅力アップと効果的なPRを実施する。
- 観光施設・事業所の魅力が伝わるPR活動を実施し、誘客を図る。
- 町内全域にシダレザクラを植栽し、町のイメージアップを図り観光に結び付ける。
- 紙漉き、砂金採り、ゆばづくりなどの、地域にある様々な体験を提供する施設と宿泊施設の連携を図り、観光客の誘致を促進する。
- 富士五湖周辺観光エリアとの連携強化を図り、町内へ誘致を促進する。
- 近隣自治体と連携した広域周遊ルートを作成し、観光客に向けて

PRする。

- 観光客を対象に観光施設・地場産業関連施設等で使用できる割引券を作成・配布し、各施設への誘導を図り利用者の増加に結び付ける。
- 全ての町民が観光案内できることを目指す「町民総ガイド事業」を推進する。
- SNSの活用など、観光宣伝及び紹介の工夫に努め、積極的な誘客対策を図る。
- 変化に富んだコースを走る自転車、素晴らしい眺望の山々を歩くトレッキングなど観光資源の発掘と情報発信を目指す。
- インバウンド観光客に対応した多言語パンフレットの作成及び多言語案内看板の設置等、受け入れ体制を強化する。

(3) 計 画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(1) 基盤整備			
	農業	中山間地域総合整備事業 身延北部地区	山梨県	
		中山間地域総合整備事業 身延南部地区	山梨県	
		農業用河川工作物等応急対策事業 身延	山梨県	
		農業水路等長寿命化・防災減災事業 西嶋地区	山梨県	
		集出荷場整備事業	身延町	
		農山漁村振興交付金事業	身延町	
	(4) 地場産業の振興			
	流通販売施設	直売施設整備事業	身延町	
	(9) 観光又はレクリエーション	しだれ桜の里づくり事業	身延町	
		観光案内板等整備事業	身延町	
	(10) 過疎地域持続的発展特別事業			
	第1次産業	農産物栽培奨励金交付事業（大豆出荷奨励補助金）	身延町	
		有害鳥獣防除施設資機材補助事業	身延町	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興 (続き)	第1次産業 (続き)	有害鳥獣駆除対策事業	身延町	
	商工業・6次産 業化	地場産業活性化事業	身延町	
	観光	観光情報WEBサイト運用事業	身延町	
		下部温泉の魅力アップ事業（下部観光協会との連携）	身延町	
		身延山の魅力アップ事業（身延山観光協会との連携）	身延町	
		みのぶフェス実施事業	身延町	
		観光振興事業（連携強化、共同PR他）	身延町	
		インバウンド観光推進事業	身延町	
		町民総ガイド事業	身延町	
		共通割引券事業	身延町	
		道の駅にしじま和紙の里かみすきパーク事業	身延町	
		本栖湖いこいの森キャンプ場事業	身延町	
	みのぶ自然の里事業	身延町		
	企業誘致	企業誘致事業	身延町	
その他	起業支援及び新規事業所誘致事業	身延町		
	就業支援事業	身延町		

(4) 産業振興促進事項

ア 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域及び同区域において振興すべき業種については、次のとおりとする。

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
身延町全域	製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業（下宿営業を除く）	令和8年4月1日～ 令和13年3月31日	

※減価償却の特例（法第23条）及び地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置（法第24条）

イ 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記、「3 産業の振興」、「(2)その対策」及び「(3)計画」のとおりとする。

(5) 公共施設等総合管理計画等との整合

身延町公共施設等総合管理計画による基本的な方針に適合したうえで計画を推進する。

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点

国は令和2年12月25日に、今後のIT推進施策の基本方針となる「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」を示し、目指すべきデジタル社会のビジョンとして「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」の目標達成に向けて「デジタルガバメント実行計画」及び「自治体デジタルトランスフォーメーション推進計画」を元に取り組んでいる。

本町においても申請手続きの利便性向上や行政の見える化を推進するとともに、デジタル技術やAI、ICT等を活用した在宅医療・介護、生涯学習の環境整備を図っていく必要がある。

地域の情報化は、本町がおかれた地理的条件を考えると、少子高齢化に伴う過疎地域における教育や福祉分野での地域格差の是正及び生活基盤の整備を図るうえで有効に機能する可能性が大きい。このことから、デジタル技術やAI、ICT等の活用により、行政と町民のよりよいコミュニケーションによる一体的なまちづくり推進の方策を検討する必要がある。

さらに、本町は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法で規定する防災対策推進地域に指定されており、有事に際して速やかな情報伝達を確保する必要がある。

(2) その対策

- ICTの利活用により、行政事務の効率化と福祉、教育等多方面の分野における行政サービスの充実強化を図る。
- 山梨県と自治体が連携した共同運営による電子申請・電子届出の実現による行政サービスの向上を図る。
- ICTの利活用により町民と行政の対話の更なる充実を図る。
- ICTの利活用により地域の情報化を推進する。
- 災害など有事に際して、情報提供の充実を図る。

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3 地域における情報化	(1) 電気通信施設等情報化のための施設			
3 地域における情報化 (続き)	その他の情報化のための施設	サーバー更改事業	身延町	
		ネットワーク及び無線機器更改事業	身延町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

身延町公共施設等総合管理計画による基本的な方針に適合したうえで計画を推進する。

5 交通施設の整備、交通手段の確保



(1) 現況と問題点

ア 道路

国道52号は富士川沿いに本地域を南北に縦断する幹線国道であり、国道300号はこの52号から東へ延び富士北麓方面に通じる幹線国道である。これらの幹線国道を中心に、多くの支線道路が険しい地形を縫うように交通網を形成している。

この交通網は、町民の日常生活や経済活動の生命線として、大きな役割を果たしている。

こうした中において本町における道路整備は、過疎対策事業を主要な柱として着々と進められてきたが、山間部集落などへ通じる道路は多額な投資をしているにもかかわらず、過疎化や地形上の制約などを受け整備は遅れ、県全体と比較すると依然として低い整備水準にある。

本町においては、国道の整備を基軸とし県道、町道などの連携強化を推進していく必要がある。

令和3年に開通した中部横断自動車道については、中央自動車道及び新東名高速道路を結ぶ新たな動脈として、災害時の輸送ルートの確保や産業の発展、観光の活性化、広域連携などに大きな期待が持たれており、町内には、下部温泉早川ICに加え、地域活性化ICとして中富IC、身延山ICが設置されている。

また、公共交通の充実を視野に入れた道路改良や生活に密着した町道整備についても、積極的に推進を図る必要がある。

町内の道路は急峻な地形に切り拓かれていることから、台風時などにおける雨量による通行規制を受けやすく、町民生活や企業活動に大きな影響を与えている。

このため、特に国道52号などの主要幹線の防災工事を早急に進める必要があり、併せて国道が通行止めとなった際のバイパス機能を果たす道路の整備を図ることが課題となっている。

両国道については、身延山久遠寺、下部温泉郷、本栖湖、道の駅にしじま和紙の里かみすきパークなど豊かな観光資源を持つ本地域と富士北麓地域、あるいは静岡地域とを結ぶ極めて重要な観光ルートであることから、地域経済活性化や地域間交流の活発化、広域観光圏の樹立のためにも整備を推進する必要がある。特に国道300号については、平成22年度から改修事業が進められているが、富士北麓地域、静岡地域の観光地に訪れた観光客を本地域に招致するための重要な道路であるため、早期完成を目指した要望を行う必要がある。さらに、中部横断自動車道へのアクセスを容易にするため、国道300号から中富ICへの新設道路、三澤・市之瀬間バイパス及び県道割子切石線バイパスの建設、並びに飯富橋架

け替えを要望していくことが必要である。

また、本地域の約80%は森林等であり、林道は林業の振興のみならず、中山間地の集落を結ぶ重要な生活道路としての役割を担っているほか、観光的機能も兼ね備えた多面的な機能を保持しているため、それらの多様な活用が求められている。

イ 交通機関

本地域における公共交通機関としては、民間路線バス、町営路線バス、乗合タクシー及びJR身延線などがあり、通勤・通学・通院・観光などに幅広く利用されている。

これらの公共交通機関は、高齢化の進む本町にとって、町民生活の足として欠かせないものとなっているが、利用者からは運行区域、時間、本数、接続などについて、さらに利用しやすい運行形態が求められている。

このため「身延町地域公共交通計画」等に基づき、地域公共交通を維持・確保していくためには、様々な輸送資源を最大限に活用し、地域全体の公共交通ネットワークを構築していく必要がある。

(2) その対策

ア 道路

- 幹線である国道52号、国道300号の災害に強い整備促進を要請する。
- 国道300号の継続的な改修と早期の全区間完成を強く要請する。
- 中部横断自動車道へのアクセスを容易にするため、国道300号から中富ICへの新設道路、三澤・市之瀬間バイパス、県道割子切石線バイパスの建設、飯富橋架け替えを要請する。
- 連携強化を推進するため、市川三郷身延線、割子切石線、下部飯富線、身延本栖線、身延線等の県道整備促進を要請するとともに町道の拡幅整備を推進する。
- 生活に密着した町道、生活関連広域基幹林道及び農道の整備を推進する。
- 国道52号通行規制時のバイパス機能を果たす道路の整備を推進する。

イ 交通機関

- 町内交通機関の運行体系を再検討する中で、町内の学校、商業施設、病院等を結ぶ、乗合タクシー、バス路線及びJR身延線等の運行体系等の整備を図る。
- 通勤・通学利用者の利便性向上のため、JR駅周辺駐車場の整備を推進していくとともに、JR身延線の運行本数の増加を要請する。

(3) 計 画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(1) 市町村道				
	道路	町道古関丸畑線（改良整備） L=200m W=5.0m	身延町		
		町道大道市之瀬線（改良） L=500m W=5.0m	身延町		
		町道本町大庭線（改良） L=200m W=4.0m	身延町		
		町道本町大工町線（改良） L=200m W=4.0m	身延町		
		町道松島線（改良） L=200m W=5.0m	身延町		
		町道昭和道路線（改良） L=200m W=6.0m	身延町		
		町道丸滝線（改良） L=50m W=6.0m	身延町		
		町道丸滝宮の前1号線（改良） L=100m W=5.0m	身延町		
		町道丸滝線支線2号線（改良） L=100m W=5.0m	身延町		
		町道桜清水遊亀橋線（改良舗装） L=200m W=4.0m	身延町		
		町道塩之沢椿線（改良舗装） L=800m W=4.0m	身延町		
		町道大崩線（改良舗装） L=300m W=4.0m	身延町		
		町道和田針原線（改良舗装） L=300m W=4.0m	身延町		
		町道西島・大塩線（改良舗装） L=550m W=5.0m	身延町		
		町道静川・大須成・曙線（改良舗装） L=500m W=4.0m	身延町		
		旧身延中学校跡地利用事業（町道松島線（改良舗装）） L=400m W=6.5m	身延町		
		(2) 農道			
			農道橋梁修繕事業	身延町	
			農道橋梁点検事業	身延町	
		(3) 林道			
			林道三石山線（改良舗装） L=55m	身延町	
			林道富士見山線（改良舗装） L=75m	身延町	
			林道橋梁等修繕事業	身延町	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の整備、交通手段の確保 (続き)	(3) 林道 (続き)	林道橋梁点検事業	身延町	
		林道トンネル点検事業	身延町	
	(6) 自動車等			
	自動車	医療機関送迎車両購入事業	身延町	
	(9) 過疎地域持続的発展特別事業			
	公共交通	乗合タクシー購入補助事業	身延町	
		乗合タクシー運行事業	身延町	
		町営バス運行事業（廃止路線代替バス 市町村運行）	身延町	
		路線バス維持事業（廃止路線代替バス 貸切バス事業者委託運行）	身延町	
	その他	橋梁長寿命化事業（町道橋梁等修繕）	身延町	
		橋梁長寿命化事業（点検）	身延町	
		道路ストック点検修繕事業（トンネル、法面、擁壁、舗装、付属物等修繕）	身延町	

（４）公共施設等総合管理計画等との整合

身延町公共施設等総合管理計画による基本的な方針に適合したうえで計画を推進する。

6 生活環境の整備



(1) 現況と問題点

ア 水道施設

水道事業については、老朽施設の更新などの基幹改良事業を計画的に推進しているが、施設が多いため、整備が遅れていることが課題となっている。特に山間地域においては地理的・地形的制約が大きく、水源の確保や管理運営面などでの課題が数多く残されている。

水道は、最も基礎的なライフラインであるため、持続性を持った事業を推進しながら、安定供給や適切な維持管理を行い、施設の長寿命化を図っている。

イ 下水処理施設

下水道等については、本町における地域的なバランスや地形、人口など各地区の実情を十分考慮しつつ、公共下水道、浄化槽(合併処理)等の導入について、長期的な視野に立ち、適正かつ効率的な生活排水処理を推進していく必要がある。

また、整備後の施設の維持管理及びこれに関する基本方針を併せて検討する必要がある。

ウ 廃棄物処理

本町においては、峡南衛生組合を中心にごみ処理等が行われており、各地域においてはごみの減量化、ごみの分別収集、古紙回収活動及び水質保全活動など、環境保全への取り組みを積極的に展開している。今後も啓発活動等を行い環境保全への関心を高め適正なごみの処理を推進していく必要がある。

なお、平成30年3月に山梨県が策定した「山梨県ごみ処理広域化計画」により、峡南衛生組合を含む3つのごみ処理施設の集約化が決定し、令和13年4月に新ごみ処理施設へ移行する予定である。

エ 消防施設、防災、防犯

本町は、想定される南海トラフ地震の防災対策推進地域に指定されていることから、震災に強いまちづくりを進める必要がある。

地理的条件から孤立する可能性が高い集落が多数立地しており、地域ごとの消防防災体制整備も重要である。このため消防・防災施設、設備の充実を図るとともに、自主防災組織や消防組織の活性化を図る必要がある。さらに、大規模災害時には地域分断も想定され、地域における災害対策の拠点となる役場・支所等の耐震化等の施設整備を図るとともに、防災備蓄資機材等の確保対策が求められる。

また、地震時における家具等の転倒による死傷も懸念され、防止のた

めの器具の設置について推進を図る必要がある。

本町は広大な山林を有しており、大規模林野火災等も心配される。これらへの対応として県、広域消防、地域消防団、周辺市町村等との連携による消火体制の確立を図る必要がある。

特に消防団においては、団員の確保が困難になるなど、地域における日常的な活動も含めた消防体制の確立と機動力の向上を図っていくことが課題である。

防犯対策については、「安全安心なまちづくり」において、重要な課題として対策を推進していく必要がある。

オ 公営住宅

本町の公営住宅は、町営住宅14団地、県営住宅6団地、町有住宅1団地があるが、このうち老朽化の進む8団地の町営住宅については、現在募集を停止している。今後は「身延町公営住宅長寿命化計画」に基づき、長寿命化・改善・建替等を実施していく必要がある。

(2) その対策

ア 水道施設

- 安定的な水の供給を確保するため、老朽化した水道施設を更新する。
- 安定的な水源確保のために水源保全に努める。
- 水道施設の点検を含む維持・修繕を適切に行い、施設の長寿命化を図る。

イ 下水処理施設

- 各地区の実情に応じた生活排水処理計画を策定し施設整備を推進する。

ウ 廃棄物処理

- 山間地や河川へのごみの不法投棄を防止するためパトロールを行う。
- ごみの資源化、減量化のため、家庭用生ごみ処理機購入費の補助を行う。
- 道路、河川、公園等の美化活動を奨励する。
- 河川の水質調査を行うことで汚染を監視し、自然環境の保全に努める。
- ごみ集積所の新築、建替えについて原材料支給を行う。

エ 消防施設、防災、防犯

- 災害に迅速に対応できるよう、地域情報通信システム等の整備や防災マップを作成し、全世帯に配布する。
- 大規模災害に備えて、富士川沿いへの防災拠点の整備をはじめ、各地域の地理・地形等に配慮した防災施設の充実に努める。
- 大規模林野火災の発生に備えて、県や周辺市町村等との広域相互応援体制を確立する。
- 町民の安全を確保するため、公共施設の耐震・免震化と防災設備の充実に努める。
- 消防団における従来の管轄区域や応援区域の見直しを行い、広域性をもった機動力ある消防団の整備充実に努める。
- 自主防災組織の充実に努める。
- 災害に強いまちをつくるため、河川改修や砂防事業による治水対策等を推進し、急傾斜地崩壊危険区域の指定の拡大により、危険な箇所解消に向け改良事業等を推進する。
- 国道52号防災工事の推進を要請するとともに災害発生時の代替・迂回ルートを早期に確保するよう努める。
- 大規模地震等への備えとして、地域ごとの備蓄を図る。
- 公共施設等に設置されているAEDの適切な管理・運用を図る。
- 防犯活動として、防犯パトロール事業などを推進する。

オ 公営住宅

- 老朽化した公営住宅については、その立地条件等に応じて用途廃止等の対策を講ずる。
- 官民連携事業により、町内企業への雇用促進のための住宅や、子育て世帯の移住定住を促進するための住宅整備を推進する。

(3) 計 画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の整備	(1) 水道施設			
	上水道	水道事業	身延町	
	(2) 下水処理施設			
	公共下水道	公共下水道事業(地震対策計画策定・耐震化)	身延町	
	地域し尿処理施設	浄化槽設置整備事業(個人設置型)	身延町	
	(5) 消防施設	耐震性貯水槽整備事業 12基	身延町	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の整備 (続き)	(5) 消防施設 (続き)	消防車両・消防ポンプ整備事業 42台	身延町	
		消防団詰所・機庫設置事業	身延町	
	(6) 公営住宅	町有住宅外装改修事業(相又団地)	身延町	
		屋上防水・水廻り改善事業(八日市場団地)	身延町	
		外壁・屋上防水改修事業(榎田団地)	身延町	
		外壁・屋上防水改修事業(柿島団地)	身延町	
	(7) 過疎地域持 続的発展特別事業			
	生活	A E D管理運用事業(公共施設等)	身延町	
	防災・防犯	防災用備品整備事業	身延町	
		非常用通信機器整備事業	身延町	
		悪質電話被害対策機器設置事業	身延町	
		防犯パトロール事業	身延町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

身延町公共施設等総合管理計画による基本的な方針に適合したうえで計画を推進する。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

ア 子育て環境の確保

近年の急速な少子高齢化の進行は、地域社会の活力低下を招き、結婚や子どもを産み育てることに対する意識等の変化をもたらしている。

このような状況の中、子育てに対する孤立感や負担感を抱える家庭への支援をはじめ、結婚や出産・子育てしやすい環境づくりなど、子どもを産み育てることをめぐる諸課題を解決するため、「質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供」、「教育・保育の量的確保」、「地域の子ども・子育て支援の充実」などに向けた取り組みを推進する必要がある。

保育施設では現在、常葉保育所、静川保育所の公立保育所と身延地区に2施設の民間保育園が設置されており、それぞれ乳幼児の発達段階に応じた保育を行っている。

園児数は減少傾向にあるが、保育ニーズについては、女性の社会進出などから多様化し、保育業務の弾力的な運用などが求められている。

各保育所は保育ニーズの多様化に対応するため、限られた人財、財源をより柔軟で効果的に運用する必要があり、今後、保育所に求められている役割を踏まえながら、運営について見直しを図り、少子化対策として、より個々のニーズに応じた保育や子育て支援の充実を推進する必要がある。

施設については、老朽化が目立ってきており、その整備については、保育所のあり方の検討と併せて行うことが必要である。

また、子どもの数が少ないことに加え、町内に子どもの安全な遊び場が少ないために、子ども同士の交流の場や親同士の情報交換の場が少ないことなどが問題となっており、園庭等の整備を図る中で、地域の実情に応じて施設開放などの対策を進める必要がある。

女性の就労と子育ての両立を支援するため、延長保育、一時預かり事業、病児・病後児保育事業等の保育サービスや児童館を中心とした相談体制の充実を図る必要がある。

さらにひとり親家庭でも安心して子育てができるよう、ひとり親家庭医療費助成事業の充実などの自立支援対策の推進が必要である。

イ 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

本町の高齢化率は、昭和35年の国勢調査時の8.0%から、令和2年の国勢調査時の47.6%へと激増し、県内で最も高い。今後においても一層の高齢化、核家族化が進行していくことが予測される中で、高齢者が住み慣れた地域で安心して在宅生活を送れるよう、広域的な取り組みとして「峡南在宅医療支援センター」（峡南地区5町で委託）との協働実施に

より、在宅医療・介護連携事業を推進していく必要がある。また、高齢化が進行する中において、地域社会を豊かで活力あるものにするためには、高齢者等が生涯を通じて健康で生きがいを持ち、いつまでも元気で明るく生活を送れるよう支援する仕組みづくりが必要である。

今後は、高齢者の自立や社会参加等を促進していくために、高齢者生きがい支援や生涯学習の推進、健康管理、疾病予防等に一層重点を置いた施策を地域と連携を図る中で推進する。また、高齢者は、若い世代が年々減少する状況下において、地域社会を担う重要な原動力であり、シルバー人材等として、その豊かな経験や知識が活用できるよう地域社会に貢献できる仕組みづくりの推進が必要である。

さらに、高齢者が住み慣れた地域において安心して暮らせる仕組みづくりが必要であり、介護保険サービスの充実や着実な実施と併せて、介護保険の対象外となる高齢者のための福祉サービスも充実させていく必要がある。

また、増加する一人暮らし高齢者等への緊急通報体制整備事業や食の自立支援事業等の充実も必要である。

施設面では、下部地区のデイサービスセンターや中富地区の中富すこやかセンターに加え、身延地区に、子どもから高齢者まで健康で生きがいをもって生活を送れるよう、全町的な総合保健福祉機能を有する施設として身延福祉センターが整備されている。これらの施設を拠点として、保健指導、住民健診、介護サービス、デイサービス事業等を実施している。

また一方、障害のある人も健常者も何の区別無く、全ての人が理解し合い助け合い、同じ条件の下で生活していけることこそが正常な社会であるとするノーマライゼーションの理念に基づいた地域社会の実現を図ることとし、このための各種支援施策の推進が必要である。

(2) その対策

ア 子育て環境の確保

- 安心して子育てができる環境の整備を図る。
- 地域における子育て支援機能の向上を図るため、子育てサークル等の育成を図る。
- 児童館及び学童保育の充実を図る。
- 延長保育、乳幼児保育等の保育サービスの充実と保育機能の向上を図る。
- 医療費助成制度の充実を図る。
- 保育料の無償化や副食費等への補助の充実を進め、子育て世代の親の負担軽減を図る。

- 妊婦診断、不妊治療などへの支援充実に努め、安心して産み育てる環境づくりを行う。

イ 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

- 高齢者福祉推進体制及び施設の整備を進める。
- 高齢者の健康増進対策を充実する。
- 食の自立支援事業を推進する。
- 緊急通報体制整備（ふれあいペンダント）事業を推進する。
- 生きがい対策を充実する。
- 介護予防・生活支援のための各種福祉サービスの拡充を図る。
- 高齢者の社会参加活動を促進するため、意識啓発、老人クラブ活動の支援、シルバー人材センターとの連携を進める。
- 介護保険に伴う在宅サービスの充実を図る。

(3) 計 画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(7) 市町村保健センター及びこども家庭センター	すこやかセンター非常用発電機設置事業	身延町	
		すこやかセンター空調機器更新事業	身延町	
	(8) 過疎地域持続的発展特別事業			
	児童福祉	子育て支援医療費助成事業（満18歳以下医療費無料化）	身延町	
		学童保育運営事業	身延町	
		未就学児保護者への支援事業（保育料の無償化、副食費等補助）	身延町	
		子育て支援助成事業（インフルエンザ予防接種費用助成、おむつ購入費、入園支度金等の補助）	身延町	
		障害児支援事業(医療費無料化、通所支援助成)	身延町	
		チャイルドシート購入補助事業	身延町	
	高齢者・障害者福祉	高齢者慶祝事業（敬老・長寿祝い金、集落敬老事業補助金）	身延町	
		高齢者活動支援事業（老人クラブ活動補助金）	身延町	
	その他	妊娠・出産支援事業（妊婦健診・不妊治療費補助等）	身延町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

身延町公共施設等総合管理計画による基本的な方針に適合したうえで計画を推進する。

8 医療の確保



(1) 現況と問題点

将来的な人口減少や少子高齢化の進展、また医療の急速な発展などを踏まえつつ、町民が安心して適時適切に医療サービスを受けられるような体制づくりを推進することが重要である。

本町の医療機関は、身延町早川町組合立飯富病院、公益財団法人身延山病院、医療法人桃花会しもべ病院の3総合病院、開業医が1医院、歯科医院が4医院、町営診療所が5カ所であり、各地域において運営されている。しかし、人口減による患者数の減少、人手不足による医師や看護師確保の困難、それに伴う病院経営の不安定化などにより地域医療を取り巻く環境はとても厳しい状況にある。

このような現状を打開するため、令和6年6月に身延町早川町国民健康保険病院一部事務組合、公益財団法人身延山病院、早川町、身延町及び南部町を社員とする「地域医療連携推進法人みなみやまなし」を設立し、将来にわたって安定的かつ継続的な医療提供体制の確立を目指して、協議を進めてきた。その結果、令和9年4月を目途に現状の身延山病院、飯富病院、南部診療所及び万沢診療所の医療施設を対象に指定管理者制度を導入した公設民営として、1病院3診療所に再編することとし、早川町、身延町及び南部町において、「早川町・身延町・南部町医療事務組合」を設置し、再編に取り組んでいる。

今後とも地域医療体制の維持と医療の質の向上を図るために、各医療施設が連携し、それぞれの特色を活かすことで、地域全体の医療機能の充実を図ることが必要である。そのためにも医療費の適正化に向けた取り組みを推進している。

また、高齢者にとって、医療機関への通院手段の確保が重要であり、町営バスや病院の送迎バスに加え、通院時の利便性や効率性を考慮した交通手段として乗合タクシーが導入されている。

さらに、子育て世代が安心して出産・育児ができる環境づくりも求められている。

(2) その対策

- 町内の病院を中心とした地域医療システムの確立を図る。
- 地域包括ケアシステムの確立を図る。
- 情報通信技術を活用した医療の推進を図る。
- 地域に一層ひらかれた病院運営の推進を図る。
- 休日、夜間の初期救急医療体制の一層の充実を図る。
- 地域医療を補完し、定住促進を図るため、医師修学資金の貸付や

奨学金の制度化、専門医派遣診療事業などを検討する。

(3) 計 画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 医療の確保	(3) 過疎地域持 続的発展特別事業			
	その他	休日夜間急患診療体制整備事業	身延町	
		診療所設置事業	身延町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

身延町公共施設等総合管理計画による基本的な方針に適合したうえで計画を推進する。

9 教育の振興



(1) 現況と問題点

ア 学校教育

本町では、児童生徒数が過疎化や少子化などで減少したことに伴い小中学校の小規模化・過小規模化が急速に進行し、学校運営や教育活動などに様々な課題が生じていた。このことから、小中学校の適正規模・適正配置等を確立するため、身延町立小中学校前期・後期統合計画に基づき学校統合を進め、中学校が1校、小学校が3校となった。

児童生徒の減少傾向は今後も続くと思われていることから、給食費及び修学旅行費の全額補助や入学支度金の支給といった就学支援の充実により、子育て世帯の経済的負担を軽減する取り組みを継続的に進め、児童生徒の減少問題の解決に向け取り組んでいく必要がある。

学校統合による使用校舎等は全て既存施設であり、その多くは建築後相当年数が経過しているため、児童生徒が安全・安心な学校生活を送ることができるよう、身延町立学校施設整備計画に基づき、中学校については給食施設の集約・再配置と併せて町の中央部へ移転新築した。小学校については、40年以上経過している施設が多いため、これまでの事後保全型から予防保全型の維持管理に転換し、計画的な施設整備により児童が学習しやすい環境整備を進めていく必要がある。

学校統合によって遠距離通学者となる児童生徒に対し、町が独自にスクールバス等による通学支援を行っていることから、多額の費用負担が生じていることが課題であるが、児童生徒が安全に通学できるよう継続して支援していく必要がある。

学校教育内容を充実するため、学力及び教員の指導力の向上や過疎地域の特性を活かした教育機会の提供、現代的教育課題への対応、高度情報化への対応と活用、特別支援教育の充実、連携型中高一貫教育の推進、きめ細やかな指導体制構築のための教職員配置、異校種間連携の強化などに取り組んでいる。特に学力向上については、土曜日や長期休業等に児童生徒の学習支援を実施しており、高度情報化への対応と活用については、ICT機器の整備充実による情報通信技術を活用した学習を進めている。

また、心身ともに健康な児童生徒を育成するため、生きる力を育み、いのちの大切さを教える取り組みや、相談体制及び健康管理体制の充実、食育の推進などに取り組んでいるほか、児童生徒の安全確保に向けた取り組みも推進している。さらに学校、家庭、地域の役割の明確化と連携の強化を図りながら、地域における体験活動や交流活動を通じた児童・生徒の健全育成に努めていく必要がある。

イ 生涯学習

社会状況の変化に伴い、町民の価値観や生活スタイルも多様化しているが、町民一人ひとりが心豊かで充実した生活を送ることができるよう、生涯学習の推進や社会教育の充実を図る必要がある。

また、学習活動で得られた知識や技術を、ボランティア活動や地域づくりに活かすことができるような活動を推進し、地域の絆やつながりを深めることも生涯学習の役割である。

さらに、町民の体力の向上や健康の増進を図るため、体育・スポーツ及びレクリエーション等を振興していく必要がある。

(2) その対策

ア 学校教育

- 教育に係る費用の補助等の充実を進め、小中学校保護者の経済的負担軽減を図る。
- 教育・学習環境の長寿命化を図るため、学校施設の計画的な維持管理に努める。
- 情報通信技術を活用した学習の振興及び遠隔教育環境の構築に努める。
- A L T（外国語指導助手）や外国人教師等の積極的な活用により、異文化に触れられる環境を充実し、国際感覚を身につけた児童生徒を育成する。
- 学校図書館のネットワークを確立し、貸出・返却の利便性を高める。
- 通学支援として、通学距離の実情を把握する中で、スクールバスの運行を行う。
- 学校給食の食材として積極的に地元の食材を使用するなど、内容の充実を図る。
- 児童生徒の安全を確保するため、災害発生時に必要となる防災用備品等の整備を進める。
- 障害や特性のある児童生徒に対応するため、各校に「特別支援教育支援員」を配置し、学校生活上の介助や学習活動上の支援などを行う。
- 子どもたちが地域の文化・歴史を学び郷土愛を育む教育を推進する。

イ 生涯学習

- 公民館活動、生涯学習講座、高齢者学級等の開催を通じて学習機会の充実を図る。
- 小学校、中学校、高等学校、大学を含めた教育機関とも連携を取りながら、町内、町外から学習指導者として各分野におけるすぐれた

人財を広く求めていく。

- 図書館、公民館など生涯学習拠点施設を効果的に活用して、町民が多様な文化に触れる機会を創出する。
- 公民館や集会施設、スポーツ施設など生涯学習関連施設の整備及び再編を図る。
- 各生涯学習団体の交流事業を行い、組織活性化に結び付けていく。
- あらゆる世代がICT活用能力を高めるための学習機会を創出する。
- スポーツジムや温浴施設を活用し、町民の健康保持や体力向上等を目的とした、スポーツ健康増進施設の運営を行う。

(3) 計 画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	(1) 学校教育関連施設			
	校舎	学校施設整備事業（下山小学校）	身延町	
		学校施設整備事業（身延清稜小学校）	身延町	
		学校施設整備事業（身延小学校）	身延町	
	スクールバス・ポート	スクールバス購入事業	身延町	
	(3) 集会施設、 体育施設等			
	公民館	中富総合会館改修・整備事業	身延町	
		各分館改修・整備事業	身延町	
		旧身延中学校跡地利用事業（身延地区公民館身延分館解体工事）	身延町	
	体育施設	体育施設修繕事業（下部町民体育館、身延町民体育館、下部体育館、下山野球場、古閑体育館、身延弓道場、下部弓道場、豊岡体育館、久那土体育館、原体育館、静川体育館、甲南スポーツ広場）	身延町	
		旧身延中学校跡地利用事業（身延武道館解体工事）	身延町	
		旧身延中学校跡地利用事業（多目的施設整備工事）	身延町	
	図書館	町立図書館情報ネットワーク事業	身延町	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興 (続き)	(4) 過疎地域持 続的発展特別事業			
	義務教育	小中学生保護者への支援事業（教育費、給食費等の補助）	身延町	
		スクールバス運行事業	身延町	
		英語教育推進事業	身延町	
		防災用備品等整備事業	身延町	
		郷土愛を育む教育推進事業	身延町	
		生涯学習・スポー ツ	公民館活動補助事業（分館活動補助、集落館活動助成）	身延町
	集落公民館整備補助、原材料支給事業		身延町	
	I C T 活用力向上事業		身延町	
	高齢者を中心としたデジタル活用支援事業（生涯学習課事業）		身延町	
	町立図書館、公民館図書室所蔵資料整備事業		身延町	
	社会体育振興補助事業（スポーツ協会補助金、各種スポーツ大会出場補助金）		身延町	
	スポーツジム、健康増進施設運営事業		身延町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

身延町公共施設等総合管理計画による基本的な方針に適合したうえで計画を推進する。

10 集落の整備



(1) 現況と問題点

集落は中山間地に点在し、狭隘な土地に立地する小戸数集落も多く、著しい人口流出により無人となった集落もある。就業構造の変化と都市部との収入格差や、道路等の生活基盤整備の遅れなどから若年層の流出が続き、地域の高齢化によりコミュニティ機能も低下し、集落形成機能を失いかげ、地域の活力低下が進行している。

これらの対応として、地域の特性に応じた基盤整備等を推進し、一定の成果を得てきたものの、なお、厳しい条件下にある集落は多い。

このため、活力を維持し、いきいきとした個性豊かなまちづくりを進めていく必要がある。「集落ネットワーク圏（小さな拠点）」の形成や生活環境施設の整備に加え、中部横断自動車道の開通により交通アクセス向上を活かした通勤圏の拡大や就業機会の確保などを進め、この地に生活拠点を置き、まちづくりを担う若者の定住を促進する施策が必要である。

また、町内への住宅建設希望者が個々の条件にあう宅地が見つけれず、町外に宅地を求める状況が続いており、今後も各地域において住宅地整備を進めていくことが求められる。

一方で、定年後の田舎暮らしや都市と田舎の二拠点居住など、過疎地域が定住の場や交流の場などとして見直される動きが見られる。これを好機と捉え、農業体験を通じた地域交流や、遊休農地を資源として活用した取り組みなど、ノウハウと実績のある民間事業者や企業との連携も視野に入れることが重要である。市民農園や空き家・空き公共施設等を活用した交流・体験施設の整備を進め、地域の多様なニーズに対応しながら、集落機能の維持向上を図る必要がある。

さらに、地域おこし協力隊を採用し、集落での活動や各団体等との連携などが行われることで、活動を通して地域力の維持・強化を図る必要がある。

(2) その対策

- 定住を促進するため、各種助成制度の実施及び住宅用地の造成分譲等を推進する。
- WEBやSNS等各種媒体等を活用して、U・J・Iターン情報を提供する。
- 民間事業者等との連携も考慮する中で、空き家や空き公共施設等を交流拠点として再生させることも検討する。
- 生活道路の整備を図る。
- 地域おこし協力隊を採用し、活動を通して地域の維持・強化を図る。

(3) 計 画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 集落の整備	(2) 過疎地域持 続的発展特別事業			
	集落整備	宅地分譲促進事業	身延町	
		定住促進事業（結婚・出産祝金、就職奨励 金）	身延町	
		地域おこし協力隊活用事業（観光事業）	身延町	
		地域おこし協力隊活用事業（産業事業）	身延町	
		地域おこし協力隊活用事業（生涯スポーツ事 業）	身延町	
	(3) その他	宅地分譲造成事業	身延町	
		町有住宅外装改修事業（相又団地）	身延町	
		旧身延中学校跡地利用事業（宅地分譲事 業）	身延町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

身延町公共施設等総合管理計画による基本的な方針に適合したうえで計
画を推進する。

11 地域文化の振興等



(1) 現況と問題点

本町では、身延山久遠寺など長い歴史と風土の中で、先人たちが営々と築きあげてきた地域固有の貴重な伝統文化、生活文化、芸能文化など多様で貴重な文化が息づいている。これらは、それぞれの地域の個性を形づくとともに、町民に自信と誇り、あるいは郷土意識を育む重要な要素となっている。

こうした地域文化は、地域の財産にとどまらず、広く県民や国民が共有すべき貴重な文化資源である。近年、情報化の急速な進展や交通体系の整備を背景として、本町に対する都市部や他地域の住民の関心が高まりつつあり、地域間交流の促進や地域産業の振興を図る上からも、地域文化の振興は大きな意義がある。

今後は、これらの地域文化を守り育てるとともに、新しい価値を見だし、より一層磨き上げていくなど、積極的な振興を図っていく必要がある。特に、町村合併により多様で貴重な文化資源を多数保有することとなった本町においては、これらの多様な文化を町民共有の財産として理解し、地域の融和と地域文化の継承・発展につなげていくことが重要である。

また、本町には総合文化会館、道の駅にしじま和紙の里かみすきパーク、湯之奥金山博物館などの交流・文化拠点が整備されており、これらを有効活用しながら、地域の交流機会を創出している。今後は、伝統文化を保存・継承する個人や団体、文化協会等の活動に対して支援を強化し、地域文化の理解を深めるための交流促進を一層進めるとともに、町民や来訪者等が多様な文化に接する機会を一層充実させ、地域文化の振興等を図っていく必要がある。地域文化の振興等にあたっては、文化的な地域を創り出そうという町民の主体的な活動や、交流を通じての地域文化紹介の場づくりが重要であり、これらを支援するためのリーダー養成や機会づくりも併せて推進していく必要がある。

さらに、本町は身延山を中心とした寺社関係の国指定文化財をはじめ、歴史と伝統に育まれた貴重な文化財を多数保有しており、その活用と保全を図ると共に、埋もれた文化財の発掘・再評価に努めることが必要である。

(2) その対策

- 芸術文化活動や発表の場を提供するなど、町民の教養向上や地域文化の振興等に資する文化行政の推進や施設整備を図る。
- 文化財等を保護、保存、活用等するための施設整備や保護施策の推進を図る。また、文化財等の展覧会の開催を通じて、地域固有の歴史文化遺産の活用と継承を図る。

- 文化資源等の活用を通じた地域間交流の促進を図る。
- 町の鳥“ブッポウソウ”の保護活動を推進する。
- 民俗資料館等の民俗資料の展示施設の整備を図る。
- 湯之奥金山遺跡の調査を推進し、本町固有の文化遺産として保存活用を図る。
- 博物館展示施設の内容拡充により、本町固有の産業史の情報発信と歴史遺産の再評価に努め、町民の生涯学習支援と健康長寿を支える。
- 名誉町民 綱脇龍妙上人に関する資料等の調査を推進し、人権学習の教材として活用を図る。

(3) 計 画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
10 地域文化の振興 等	(1) 地域文化振 興施設等			
	地域文化振興施 設	甲斐黄金村・湯之奥金山博物館調査収蔵庫 増設事業	身延町	
		身延町総合文化会館改修事業（長寿命化 対策）	身延町	
		文化財等整備事業（文化財表示板設置）	身延町	
	(2) 過疎地域持 続的発展特別事業			
	地域文化振興	国民文化祭継承事業補助事業（実行委員 会）	身延町	
		甲斐黄金村・湯之奥金山博物館シアター映像 更新事業	身延町	
		甲斐黄金村・湯之奥金山博物館開館30周 年事業	身延町	
		綱脇龍妙上人関係資料等継承事業	身延町	
		身延町ブッポウソウ繁殖地保護増殖事業	身延町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

身延町公共施設等総合管理計画による基本的な方針に適合したうえで計画を推進する。

12 再生可能エネルギーの利用の推進



(1) 現況と問題点

地球温暖化に関連する異常気象や自然災害が頻発し、「気候変動」ではなく「気候危機」とも言われる状況となっており、対策の強化が急務となっている。

平成30年に公表された国連の報告書では、平均気温の上昇を1.5℃に抑えるためには、令和32年までに二酸化炭素（CO₂）の実質排出量をゼロにすることが必要であると示されている。山梨県では、令和32年までに県民・事業者・行政が連携してCO₂排出量実質ゼロを目指すため、令和3年に「ゼロカーボンシティ」宣言を全国に先駆けて行った。CO₂排出ゼロ実現には、個人の取り組みに加え、事業者等（企業・団体・行政）の取り組みをより一層推進していくことが求められている。

本町では、「身延町地球温暖化対策実行計画」を策定し、公共施設の温室効果ガスの排出削減に取り組んでいる。また、複雑化・多様化する環境問題に対応していくため、生活環境・自然環境の保全・省資源・省エネルギー・廃棄物処理、町民意識の啓発など総合的視点に立った環境関連施策を推進している。その一環として、分別収集計画や一般廃棄物処理計画を策定し、計画的かつ着実な推進を図っている。

さらに、本町は自然的特性を活かしたエネルギー資源として、太陽光・水力などの再生可能エネルギーが利用されている。一方で、防災上の安全性、景観への影響・環境保全への配慮などの課題も顕著化しており、地域に存在する資源を適切に活用しつつ、持続可能な形で再生可能エネルギーの利用を推進する必要がある。

(2) その対策

- 環境にやさしいまちづくりを推進する。
- 地球温暖化対策を推進する。
- 環境教育・環境学習を推進する。
- 環境保全活動の展開を図る。
- 再生可能エネルギーの活用を図る。

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
11 再生可能エネルギーの利用の推進	(2) 過疎地域持続的発展特別事業			
	再生可能エネルギー利用	住宅用太陽光発電システム設置費補助事業	身延町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

身延町公共施設等総合管理計画による基本的な方針に適合したうえで計画を推進する。

13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

若い世代の男女の意識が着実に変わり、男女共に働き、共に子育てをする「共働き・共育て」の感覚が一般化してきている一方で、地域社会の中には、「男は仕事・女は家庭」等の固定的な性別感に関わるアンコンシャス・バイアスが残っていると指摘されている。こうした「若い世代の変化した意識」と、「職場を含む地域社会」との間のギャップが、若者や女性の地方からの転出行動につながっている面がある。

このような状況の中、本町では、「みのぶヒューマンプラン」を策定し、推進委員を中心に啓発活動に取り組んでいるが、若年層、取り合わせ若年女性の人口流出に歯止めがかかっていない。

今後は、地域づくりの場に若者や女性の参画を確保し、当事者である若者や女性の視点を取り入れる必要がある。

若者や女性の活躍推進とジェンダーへの理解を含めた地域の多様性を高め、変化への対応力や新たな価値創造を促し、地域産業やサービスの革新、持続可能な成長力の強化を図っていく必要がある。

(2) その対策

- 男女共同参画による地域づくりを推進する。
- 地域づくりのためのイベント開催や情報の収集、提供を推進する。
- 地域づくりに若者や女性等が参画できる機会の確保に努める。

(3) 計 画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
12 その他地域の 持続的発展に関し 必要な事項	(2) 過疎地域持 続的発展特別事業			
	その他	男女共同参画推進事業	身延町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

身延町公共施設等総合管理計画による基本的な方針に適合したうえで計画を推進する。

事業計画（令和8年度～令和12年度） 過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域 間交流の促進、人材 育成	移住定住	<u>移住定住促進事業（移住相談、移住体験ツアー）</u> 移住相談事業や空き家、宅地情報の発信、魅力体験ツアーの開催や移住体験施設の提供を通じ、移住・定住施策を総合的に進める。	身延町	地域の持続的発展に資するもので、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。
		<u>移住定住促進事業（定住祝金制度）</u> 定住の促進のため、新築住宅祝金、住宅購入祝金等、各種祝金を支給する。	身延町	
		<u>空き家・土地バンク事業</u> 事業の周知を進め、空き家・空き地の利活用を推進する。	身延町	
		<u>結婚・出会い支援事業（婚活支援）</u> パートナーづくりのための出会いの場の提供の充実を図る。	身延町	
	地域間交流	<u>関係都市交流事業（令和・南部藩、静岡市）</u> 南部氏の歴史によって結ばれる令和・南部藩及び安倍峠でつながる静岡市と文化、経済の交流を通じて相互の振興への寄与を図る。	身延町	
		<u>姉妹都市交流事業（千葉県 鴨川市）</u> 日蓮大聖人の生まれた町である鴨川市と交流を深める事業を展開すると共に、相互の連携を図る。	身延町	
	人材育成	<u>若手人材育成事業（高大連携・人材育成）</u> 町内の高校と大学が連携して行う事業への支援と人材育成を図る。	身延町	
		<u>若手人材育成事業（まちづくり組織支援）</u> まちづくりに関する組織の活動促進への支援を行う。	身延町	
		<u>活力ある住みよい町づくり補助事業</u> 特色ある持続可能な活力ある住みよい町づくりの推進を目的に、地域コミュニティの活動を行う団体に補助金を交付する。	身延町	
	2 産業の振興	第1次産業	<u>農産物栽培奨励金交付事業（大豆出荷奨励補助金）</u> 遊休農地の解消のため町内で生産した大豆・枝豆を出荷した場合に、出荷量に応じ奨励金を交付する。	
<u>有害鳥獣防除施設資機材補助事業</u> サル、シカ、イノシシなどの侵入防護柵の資材購入費の補助を行う。			身延町	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興 (続き)	第1次産業 (続き)	<u>有害鳥獣駆除対策事業</u> 鳥獣被害対策実施隊を設置し、駆除の実施や、被害防止のためのパトロールを行う。	身延町	地域の持続的発展に資するもので、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。
	商工業・6次産業化	<u>地場産業活性化事業</u> あけぼの大豆など町の特色を生かした特産品、地場産業の振興を図る。	身延町	
	観光	<u>観光情報WEBサイト運用事業</u> 観光情報WEBサイトを運用し、継続的に観光PRを実施することで観光客の増加を目指す。	身延町	
		<u>下部温泉の魅力アップ事業（下部観光協会との連携）</u> 下部観光協会と連携し、下部温泉郷の魅力アップと効果的なPRを行い、誘客を図る。	身延町	
		<u>身延山の魅力アップ事業（身延山観光協会との連携）</u> 身延山観光協会と連携し、身延山の魅力アップと効果的なPRを行い誘客を図る。	身延町	
		<u>みのぶフェス実施事業</u> 町の魅力を広く発信し、町外からの誘客、地域経済の活性化へ繋げていくため、食・文化を中心にした総合的な体験イベントを開催する。	身延町	
		<u>観光振興事業（連携強化、共同PR他）</u> 近隣自治体や関連自治体及び関係機関との連携を強化し、周遊ルートの造成や相互送客を検討し、観光振興につなげる。	身延町	
		<u>インバウンド観光推進事業</u> 観光案内所で、外国人にも優しい案内を行い、町内各所に導く。また外国人対応のために受け入れ側でも多言語化パンフレットの作成やサイン等の多言語表記を進める。	身延町	
		<u>町民総ガイド事業</u> 町民に本町の魅力をWEBサイトやSNS等で発信してもらい誘客につなげる。	身延町	
		<u>共通割引券事業</u> 観光客を対象に観光施設・地場産業関連施設等で使用できる割引券を作成・配布し、各施設への誘導を図り利用者の増加につなげる。	身延町	
<u>道の駅にしじま和紙の里かみすきパーク事業</u> 道の駅にしじま和紙の里紙すきパークの魅力アップと効果的なPRを行い、誘客を図る。	身延町			

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興 (続き)	観光 (続き)	<u>本栖湖いこいの森キャンプ場事業</u> 本栖湖いこいの森キャンプ場と連携し、本栖湖の魅力アップと効果的なPRを行い、誘客を図る。	身延町	地域の持続的発展に資するもので、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。
		<u>みのぶ自然の里事業</u> みのぶ自然の里を今後も観光推進の拠点として位置づけ、体験型・交流型旅行を指定管理者や民間事業者等と連携し企画していく。	身延町	
	企業誘致	<u>企業誘致事業</u> 企業等の誘致及び受け入れ体制の整備を行う。	身延町	
	その他	<u>起業支援及び新規事業所誘致事業</u> 商工会、金融機関、各種事業所、団体との連携を図り、起業に係る支援策を整理、ニーズに即した支援事業を創設し、起業支援を行う。	身延町	
		<u>就職支援事業</u> 身延町内での就職は定住促進につながるため、町が町内企業、高校と連携して就職活動を支援する。特に、高校を卒業して就職を希望する生徒に町内の就職先を紹介する。町内在住の大学生も対象とする。	身延町	
4 交通施設の整備、交通手段の確保	公共交通	<u>乗合タクシー購入補助事業</u> 業者が乗合タクシーを購入する時に、購入費の助成を行う。	身延町	
		<u>乗合タクシー運行事業</u> 乗合タクシー運行や維持のため、公共交通活性化協議会等へ補助を行う。	身延町	
		<u>町営バス運行事業 (廃止路線代替バス 市町村運行)</u> 町民の足の確保のため、町営バスの運行を行う。	身延町	
		<u>路線バス維持事業 (廃止路線代替バス 貸切バス事業者委託運行)</u> 町民の足の確保のため、廃止路線のバスの運行の維持と共に、路線の拡充等を行う。	身延町	
	その他	<u>橋梁長寿命化事業 (町道橋梁等修繕)</u> 早期に発見された損傷が、事故や架け替え、大規模な補修に至る前に修繕を行う。	身延町	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の整備、交通手段の確保 (続き)	その他(続き)	<u>橋梁長寿命化事業(点検)</u> 定期的な点検により、早期に損傷を発見し、事故や架け替え、大規模な補修に至る前に対策を行う。	身延町	地域の持続的発展に資するもので、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。
		<u>道路ストック点検修繕事業(トンネル、法面、擁壁、舗装、付属物等修繕)</u> 道路付属物等及び道路舗装の現状を調査し、損傷を早期発見することにより補修コストの縮減を図る。	身延町	
5 生活環境の整備	生活	<u>AED管理運用事業(公共施設等)</u> 公共施設等に設置されているAEDの適切な管理及び運用を図る。	身延町	
	防災・防犯	<u>防災用備品整備事業</u> 防災資機材の整備を行う自主防災組織に対して補助を行う。	身延町	
		<u>非常用通信機器整備事業</u> 災害発生時の連絡体制の強化を図る。	身延町	
		<u>悪質電話被害対策機器設置事業</u> 高齢者の悪質電話詐欺被害を防止するため、対策機器購入費の補助を行う。	身延町	
		<u>防犯パトロール事業</u> 青色防犯パトロールカーで地域の見守りを行う。	身延町	
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	児童福祉	<u>子育て支援医療費助成事業(満18歳以下医療費無料化)</u> 満18歳以下の保険診療分の一部負担金を助成する。	身延町	
		<u>学童保育運営事業</u> 町内小学校に通学する留守家庭児童を保育する。	身延町	
		<u>未就学児保護者への支援事業(保育料の無償化、副食費等補助)</u> 国の保育料無償化対象外の0~2歳児の課税世帯の保育料無償化及び3歳児以上の副食費について補助する。	身延町	
		<u>子育て支援助成事業(インフルエンザ予防接種費用助成、おむつ購入費、入園支度金等の補助)</u> 乳幼児用おむつ購入補助、入園支度金支給、予防接種費用を助成する。	身延町	
		<u>障害児支援事業(医療費無料化、通所支援助成)</u> 障害児の医療費無料化、通所支援利用者負担額を助成する。	身延町	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進（続き）	児童福祉（続き）	<u>チャイルドシート購入補助事業</u> 子どもたちを守るチャイルドシート着用を促進するため、購入費を補助する。	身延町	地域の持続的発展に資するもので、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。
	高齢者・障害者福祉	<u>高齢者慶祝事業（敬老・長寿祝い金、集落敬老事業補助金）</u> 長年にわたり社会に貢献した高齢者を敬愛し、その長寿を祝福し、支給・補助する。	身延町	
		<u>高齢者活動支援事業（老人クラブ活動補助金）</u> 老人クラブの組織的地域活動を支援し高齢者の幅広い活動を支援する。	身延町	
	その他	<u>妊娠・出産支援事業（妊婦健診・不妊治療費補助等）</u> 多胎児妊婦、不妊治療、産後ケアセンター利用者への支援を行う。	身延町	
7 医療の確保	その他	<u>休日夜間急患診療体制整備事業</u> 休日夜間の急病患者の医療を確保する。	身延町	
		<u>診療所設置事業</u> 地域医療の充実を図り、町民の健康を保持増進する。	身延町	
8 教育の振興	義務教育	<u>小中学生保護者への支援事業（教育費・給食費等の補助）</u> 入学支度金の支給や、補助教材費公費負担、給食費等の補助を行い保護者の負担軽減を図る。	身延町	
		<u>スクールバス運行事業</u> 遠距離通学となる児童生徒の通学時の安全を確保することにより教育を振興するためスクールバス通学支援を行う。	身延町	
		<u>英語教育推進事業</u> 英語学習時に英語指導助手（ALT）等を活用し、町内小中学校における英語教育を推進する。また、園児にも英語学習機会を設ける。	身延町	
		<u>防災用備品等整備事業</u> 災害発生時に備え、児童生徒が必要とする防災用備品等の整備を行う。	身延町	
		<u>郷土愛を育む教育推進事業</u> 町の将来を担う子どもたちが、郷土の文化・歴史を学ぶ講座を開催する。	身延町	
	生涯学習・スポーツ	<u>公民館活動補助事業（分館活動補助、集落館活動助成）</u> 公民館活動の活性化のため、公民館運営経費の一部を補助する。	身延町	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興 (続き)	生涯学習・スポーツ (続き)	<u>集落公民館整備事業補助、原材料支給事業</u> 集落公民館を整備し生涯学習の推進を図るため補助する。	身延町	地域の持続的発展に資するもので、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。
		<u>I C T 活用力向上事業</u> パソコン等の情報通信機器の操作・利用講習会などの学習機会を創出する。	身延町	
		<u>高齢者を中心としたデジタル活用支援事業(生涯学習課事業)</u> 高齢者を中心に研修会を開催してインターネットの活用を支援する。	身延町	
		<u>町立図書館、公民館図書室所蔵資料整備事業</u> 図書館機能向上のため所蔵資料の充実を図る。	身延町	
		<u>社会体育振興補助事業(スポーツ協会補助金、各種スポーツ大会出場補助金)</u> スポーツ協会の運営を支援するため補助金を交付する。また、各種スポーツ大会出場経費の一部を補助する。	身延町	
		<u>スポーツジム、健康増進施設運営事業</u> スポーツや温浴を活用した、健康保持や体力向上等を目的とする施設の運営を行う。	身延町	
9 集落の整備	集落整備	<u>宅地分譲促進事業</u> 町の宅地分譲地の販売促進のためのPR活動等を実施する。	身延町	
		<u>定住促進事業(結婚・出産祝金、就職奨励金)</u> 定住促進のため、結婚・出産祝金、就職奨励金を支給する。	身延町	
		<u>地域おこし協力隊活用事業(観光事業)</u> 観光分野で地域おこし協力隊を採用し、活用を図る。	身延町	
		<u>地域おこし協力隊活用事業(産業事業)</u> 産業分野で地域おこし協力隊を採用し、活用を図る。	身延町	
		<u>地域おこし協力隊活用事業(生涯スポーツ事業)</u> 生涯スポーツ分野で地域おこし協力隊を採用し、活用を図る。	身延町	
10 地域文化の振興等	地域文化振興	<u>国民文化祭継承事業補助事業(実行委員会)</u> 過去実施された国民文化祭の文化活動の継承としての事業に補助する。	身延町	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
10 地域文化の振興 等（続き）	地域文化振興 （続き）	<u>甲斐黄金村・湯之奥金山博物館シアター映像 更新事業</u> 金山史への導入展示で重要な立ち位置に ありながら、開館以来内容変更されていないシ アター映像の更新を開館30周年の節目とし て実施する。	身延町	地域の持続 的発展に資 するもので、 効果は一過 性でなく、将 来に及ぶ事 業である。
		<u>甲斐黄金村・湯之奥金山博物館開館30周 年事業</u> 茅小屋内山金山の追加調査結果の集大 成として報告書を刊行し、開館30周年の節 目に本町固有の歴史を大々的にPRできる絶 好の機会として企画展を開催する。	身延町	
		<u>綱脇龍妙上人関係資料等継承事業</u> 深敬園に残る名誉町民綱脇龍妙上人の関 係資料等の調査を推進し、人権学習の教材と して活用を図る。	身延町	
		<u>身延町ブッポウソウ繁殖地保護増殖事業</u> ブッポウソウ保護活動として、繁殖地の環境 整備を実施する。	身延町	
11 再生可能エネル ギーの利用の推進	再生可能エネルギー 利用	<u>住宅用太陽光発電システム設置費補助事業</u> 住宅用太陽光発電システム設置者へ補助す る。	身延町	
12 その他地域の持 続的発展に関し必要 な事項	その他	<u>男女参画推進事業</u> みのぶヒューマンプランの取り組みを推進する。	身延町	

【改訂の履歴】

時 期	内 容
令和3年12月	令和3年12月17日議決・策定・公表
令和4年 9月	議決を省略できる変更 ・「5交通施策の整備、交通手段の確保」に「町道本町富山橋線（改良舗装）」を追加
令和5年 8月	議決を省略できる変更 ・「3産業の振興」に「農産物加工施設整備事業」を追加
令和6年 3月	議決を省略できる変更 ・「3産業の振興」に「西嶋和紙・和紙の里の活用推進事業」を追加
令和7年 3月	議決を省略できる変更 ・「6生活環境の整備」に「町有住宅外装改修事業（相又団地）」を追加
令和7年 9月	令和7年9月11日議決・変更・公表 ・「10集落の整備」に「町有住宅外装改修事業（相又団地）」を追加
令和8年 3月	令和8年3月13日議決・変更・公表

身延町過疎地域持続的発展計画

令和8年4月～令和13年3月

令和8年3月

編集・発行 身延町

〒409-3392 山梨県南巨摩郡身延町切石350

TEL:0556-42-2111 FAX:0556-42-2127

URL : <https://www.town.minobu.lg.jp/>